

令和5年御嵩町議会第1回定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年2月28日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和5年2月28日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 発議第2号 渡邊公夫町長の不信任決議案について
 - 議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について
 - 議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について
 - 議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について
 - 議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について
 - 議案第11号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
 - 議案第12号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第13号 令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第14号 令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について
 - 議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - 議案第18号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について
 - 議案第20号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定について

議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 可茂消防事務組合理約の変更に関する協議について

発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

議事日程第1号

令和5年2月28日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 町長の施政方針の発表

日程第4 諸般の報告

議長報告 7件

(1) 「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情

(2) すべての医療機関に対する財政措置等を求める要望書

(3) 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情

(4) 政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情

(5) 「原子力発電所の再稼働および新增設は国民的議論を尽くしたうえで決定することを求める意見書」の提出を求める陳情書

(6) 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年11月分から令和5年1月分まで）

(7) 議員派遣報告書

日程第5 御嵩町長の不信任決議の上程及び提案理由の説明

発議第2号 渡邊公夫町長の不信任決議案について

日程第6 御嵩町長の不信任決議の審議及び採決

発議第2号 渡邊公夫町長の不信任決議案について

日程第7 議案の上程及び提案理由の説明 25件

議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算について

議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第9号 令和5年度御嵩町水道事業会計予算について

- 議案第 10 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算について
- 議案第 11 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 15 号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第 16 号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 議案第 18 号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について
- 議案第 20 号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 27 号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について
- 発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

日程第 8 議案の審議及び採決 5 件

- 議案第 4 号 教育長の任命につき同意を求めることについて

議案第 11 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について

議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）に
ついて

議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について

議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につい
て

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1 番 清水 亮太	2 番 福井 俊雄
3 番 奥村 悟	5 番 安藤 信治	6 番 伏屋 光幸
7 番 安藤 雅子	8 番 山田 儀雄	10 番 大沢 まり子
11 番 岡本 隆子	12 番 谷口 鈴男	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 公夫	副 町 長 寺本 公行
教 育 長 奥村 恒也	総 務 部 長 各務 元規
民 生 部 長 小木曾 昌文	建 設 部 長 鍵谷 和宏
企 画 調 整 担 当 参 事 田中 克典	教 育 参 事 兼 学 校 教 育 課 長 筒井 幹次
総務防災課長 古川 孝	企 画 課 長 山田 敏寛
環境モデル都市 推 進 室 長 兼 ま ち づ くり 課 長 中村 治彦	亜炭鉱廃坑 対 策 室 長 早川 均
税 務 課 長 金子 文仁	住 民 環 境 課 長 高木 雅春
保 險 長 寿 課 長 大久保 嘉博	福 祉 課 長 日比野 浩士
農 林 課 長 渡辺 一直	上 下 水 道 課 長 可児 英治
建 設 課 長 石原 昭治	会 計 管 理 者 丸山 浩史
生 涯 学 習 課 長 日比野 克彦	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 土谷 浩輝

議会事務局記 井戸 芳枝

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。

したがって、令和5年御嵩町議会第1回定例会は成立しましたので、開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしくお願ひします。

なお、企画課秘書広報係より、また中日新聞様、朝日新聞様より撮影取材の依頼がありましたので、これを許可します。

なお、登壇して発言される方は、マスクを外しての発言を許可いたします。最後に消毒だけお願ひします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 山田儀雄君、10番 大沢まり子さんの2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る1月31日の議会運営委員会において、本日より3月20日までの21日間と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日より3月20日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願ひします。

町長の施政方針の発表

議長（高山由行君）

日程第3、町長の施政方針の発表を行います。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

この後に大きなことがあるようでありますので、施政方針は施政方針としてしっかりとやりたいと思っております。

それでは、少し時間がかかりますが、始めたいと思います。

御嵩町議会第1回定例会の開会に当たり、町が進むべき方向性や諸課題など、施政方針を述べさせていただきます。

今月6日、トルコ南部のシリア国境付近で発生したマグニチュード7.8の大地震による大きな被害と多くの犠牲者に心を痛めております。さらに21日にも新たにマグニチュード6.4の大きな地震が発生しました。不安を抱えながら100万人以上の方々が仮設テントなどで避難生活を余儀なくされておられます。被害に遭われた方々が一日も早く平穏な生活に戻ることを心からお祈り申し上げます。

巨大地震の発生は、決して人ごとではありません。30年以内に高い確率で発生する可能性があると言われる南海トラフ大地震に対して、本町においても12年前の3・11東日本大震災の教訓を決して忘れることなく、でき得る限り備えていくことを念頭に各事業を鋭意進めていかなければいけないことを強く認識しております。東日本大震災で被災された方々、まちが少しでも被災前の姿に近い形で復興されることを心からお祈りしております。

新型コロナウイルス感染症について、政府は感染症法上の位置づけを本年5月8日から季節性のインフルエンザと同じ5類に引き下げる方針を決定しました。そして、3月13日からはマスク着用の考え方を緩和し、医療機関や高齢者施設などの例外を示しつつも、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本といたしました。3年前、当時の故安倍総理大臣から全国小・中・高校、特別支援学校を臨時休校してほしいという異例の要請がなされ、実際に各学校は6月まで休校となりました。学校におけるマスク着用の考え方の見直しは、本年4月1日から学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとされました。

令和2年第1回定例会の挨拶の中で、初めてこの新型コロナウイルスについて触れておりますが、以来定例会の挨拶だけでなく、防災無線、町ホームページなどでも感染状況の報告やイ

ベントの中止・延期または縮小のお知らせ、施設等の利用制限、ワクチン接種のお願い、外出自粛のお願いなど、お願いばかりでありました。本町として、ウイルスに対する直接的な対応策はなく、見えない敵との闘いに無力感を覚えるほどでありました。

当初このウイルスによる感染症は、子供には感染しにくく、感染したとしても軽症であろうと言われておりましたが、マスク着用や感染予防対策をしていても、学校生活での子供間の接触はどうしても濃厚となり、学級閉鎖が増えていきました。その後、町長としては、前回の令和4年第4回定例会においても、町民の皆様に3密の回避、マスクの着用、小まめな手洗い、うがいのお願いをしてまいりました。

ウイルスは変異を重ねておりますが、それに対する基本的な対策は変わらない状況が続いており、感染拡大の波が来るたびに、感染者数の増減に一喜一憂することにも疲労感を覚えておりました。いまだに新型コロナウイルスの消滅は期待できない状況であることには変わりませんが、冒頭でも述べたように、来月13日からのマスク着用は個人の判断に委ねられ、3年間の新型コロナウイルスとの闘いが新たなステージへ移行する区切りを迎えようとしています。

個人の判断に委ねられるということは、自由度が増すようにも思いますが、判断に迷う方や対応に困る方も一定数はお見えになると想像しております。そして、ゴールデンウィーク明けからは徐々に生活様式も変化していくこととなります。コロナ禍前のように戻っていくこともあれば、新たな常識としてそのまま残っていく事柄などもあり、全てがコロナ禍前に戻るといったことはないのかもしれませんが。行動制限もなく行動範囲も広がり、本町における交流人口も増加、回復していくことが予想されます。生活様式が変化していく状況の中で、この苦しかった経験を糧としていけるよう、しっかりと前を向いて今後はどう対処していくかということを考えなければなりません。

日本政府観光局の発表によると、本年1月の訪日外国人の推計値は、前年同月比約84倍の149万人となり、コロナ禍前の平成31年1月との比較では、55.7%に相当する水準にまで持ち直したとのことであります。昨秋に新型コロナウイルスの水際対策が大幅緩和されたことを受け、訪日外国人数が回復してきております。本町においても、昨秋頃から中山道を歩く外国人ツアー客を少しずつではありますが見かけるようになりました。

御嵩駅前のさんさん広場で開催されている宿の市、願興寺や一本松公園でのイベントなど、地域を盛り上げようと活動してくださる団体もあり、大変ありがたいことだと思っております。行政が比較するイベントではなく、民間の事業や地域コミュニティによる行事は、町民の憩いの場となるだけでなく、海外からの観光客にもより深く日本文化に触れるよい機会となり、さらなる地域の活性化につながっていくものであります。

中山道御嶽宿の通り沿いでは、町が保存・活用を計画していた旅籠であった建物を民間の事

業者によるリノベーションがなされ、カフェとしてオープンしたようであります。建物以外では、レンタルスペースとしても貸出しを行う予定であるということもお聞きしております。このような新たな動きは、にぎわいや雇用の創出、町外からの関係人口の増加も期待できるものであります。

令和5年度の予算編成においては、骨格予算としての位置づけをしておりますが、一般会計が昨年度に引き続き過去最高の予算額となりました。その主な要因は、亜炭鉱跡対策の関連予算が43.8億円と前年度予算額から約11億円の大幅増となったことによるものであります。亜炭鉱跡対策に係る予算が一般会計の実におよそ3分の1を占めることとなり、本町の特殊事情が際立った予算編成となりました。令和5年度では、亜炭鉱跡対策事業と新庁舎の整備と併せて、引き続き安全で安心して暮らせる町を進めてまいります。

次に、一般会計予算の主なものについて説明申し上げます。

初めに、歳入であります。

町税は、企業業績の回復などによる増収を見込み、全体でおよそ24億7,000万円を計上しております。譲与税及び交付金のうち地方消費税交付金は、国が示す地方財政計画やこれまでの決算状況を踏まえ、3,500万円増額の4億1,500万円を見込んでおります。

また、町税に次ぐ大きな一般財源である地方交付税のうち普通交付税については、国税収入の大きな伸びに伴い、地方財政計画においてもしっかりと総額が確保されたことから、国の示す伸び率、決算状況を勘案し、1億6,000万円増額の15億6,000万円を計上しました。

諸収入では、亜炭鉱跡対策事業助成金に10億4,765万円増額の42億9,356万円を計上したほか、町債につきましては、臨時財政対策債をはじめ発行を可能な限り抑制した結果、前年度比2億1,370万円減額の6億5,290万円の予算を計上しております。

続きまして、歳出予算について説明申し上げます。

まず、令和5年度のおよそ3分の1を占める予算規模となりました亜炭鉱関連予算では、南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業として、充填工事費、調査費に合計42億9,356万円、特殊地下壕等対策事業として東濃高校グラウンドにおける防災対策工事費8,252万円を計上しております。引き続き皆様が安心して暮らせる災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、防災事業の一つでもある新庁舎等整備事業では、新庁舎の建設に必要な木材の調達や支援業務のほか、本格的な基盤造成工事に係る予算を計上しており、総額で6億6,297万円としております。

町民の皆さんの安全・安心の確保をより一層進めるものとして、水害の未然防止のために河川改修事業に3,602万円、道路インフラの長寿命化事業として1億4,428万円を計上しており

ます。

未来を担う子供たちに関する予算、保育・学校環境の向上については、保育園の備品購入や遊具の修繕などに取り組むものとして800万円、また新たに子ども家庭総合支援拠点を設置し、子供の健やかな成長をサポートするとともに、虐待対応を含め様々な支援を切れ目なく行っていく体制をつくってまいります。

学校・教育関係予算では、安全、快適で充実した学校生活を提供するため、各小・中学校において老朽化の進む校舎・体育館などの施設や設備を計画的に修繕・改修するとともに、必要な学校用備品の購入などを進めます。中でも、町内の小・中学校で特に洋式への改修が遅れた伏見小学校では、校舎内トイレの全面改修に着手してまいります。

地域振興、文化振興の分野では、名鉄広見線対策事業に853万円、可児才蔵の槍レプリカ作成等事業に178万円を計上しております。

令和5年度当初予算は、骨格予算とはいえ亜炭鉱関連予算の大幅増などの要因もあり、過去最大の予算規模となりました。引き続き将来に備えた基盤づくりに取り組むとともに、安全・安心、子供たちを取り巻く環境の向上など、それぞれの分野ごとにやるべきことにはしっかりと取り組んでまいります。

新庁舎等整備事業につきましては、事業進捗が当初の予定より大幅に遅延しておりますことを深くおわび申し上げます。令和4年度に予定しておりました多くの事業が未着手または一旦休止せざるを得ない状況になっております。これまで行政懇談会や町民説明会などを通じ、事業の重要性や緊急性のほか、事業費や将来への負担等について丁寧に説明をさせていただきました。現在は、町ホームページや広報チラシを活用し、事業の概要や魅力等の情報発信に努めてまいるところであります。

しかしながら、現在一部の議員や町民から白紙撤回を求める声明、計画の差止めといった御指摘をいただいているのも事実であります。始まりは耐震化であります。耐震基準を満たしていない役場庁舎、中保育園、中児童館の整備は急務であり、昨年12月定例会の挨拶でも申し上げたとおり、これは命に関わる問題であります。このような声は大変残念で仕方ありませんが、町では事業の実現に向け、引き続き町民の皆様の一層の御理解がいただけるよう努めてまいります。一部報道で白紙という誤解を招く表現がございましたが、当町は事業実現のために町議会議員及び町民の皆様の理解を得て再度目指していく計画であります。

本定例会では、前向きな段階になり次第進められるよう、令和4年度に実施することができなかった基盤造成に係る工事費や木材調達に係る経費のほか、必要な債務負担行為を改めて設定しております。これまでの遅れを少しでも取り戻せるよう法令許可が下り次第、速やかに計画地の用地取得、基盤造成工事等に着手してまいりたいと考えております。

改めて申し上げます。これは施設の耐震化から始まった議論であります。命の問題であり、議会特別委員会で十分議論していただいた答えです。より一層議論を深めていただきたいと思っております。

当町の行政のデジタル化推進事業として、これまでに引っ越し手続のワンストップ化や子育て・介護関係、被災者支援、図書の出し申請に関する行政手続のオンライン化を実現してまいりました。令和5年度には、新たにロゴフォームというアプリケーションを導入し、行政に係る各種手続をパソコンやスマートフォンで行うことができるよう環境を整備することで、書かない窓口の実現を目指してまいります。また、行政機関専用の回線を用いたチャットサービスを導入して、在宅勤務などの多様な働き方の推進、業務の効率化を図るとともに、緊急時や災害時における情報共有、意思決定の迅速化を図ってまいります。そして、これまでは書面でのやり取りが前提であった契約書類を電子化、オンライン上でのやり取りに切り替え、双方の業務の効率化、脱判この推進、多様な働き方の推進を後押ししてまいります。さらにこうした電子化した手続の検証や新しいDXツールの導入を検討する若手職員を主体としたプロジェクトチームを立ち上げ、当町のDX推進体制を強化してまいります。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業、通称、備えた事業は、令和3年度から令和6年度までの4年間にわたる事業で、この令和5年度は最終年の充填工事完了に向けて工事を本格化させる非常に重要な年になります。その事業に使える基金を余すことなく活用し、より多くの皆様に安全・安心を御提供するためには、備えた事業の動向を見極めていくことが肝要で、基金残高を常に把握しておかなくてはなりません。

令和4年度までに当初計画した7つの計画地のうち、6つの計画地において地盤脆弱性調査を完了したほか、そのうちの4つの計画地において防災工事を発注しましたが、現在の進捗率はどの工区も20%ほどとなっております。令和5年度は、削孔や充填の工程を集中的に進めていく予定であり、各工区の進捗を注視し、備えた事業全体のコントロールをして計画を確実に進めるとともに、実施エリアを慎重に見極めてまいります。

なお、防災工事は、家屋が多い住宅地などでの施工となっており、近隣住民の皆様方には騒音や交通規制などで大変御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

亜炭鉱廃坑の崩壊に起因する浅所陥没等が発生した場合は、平成14年に創設された特定鉱害復旧事業等基金を活用し復旧を行っておりますが、同基金の残高は年々減少しており、本町としては基金の枯渇を懸念し、毎年、国・県に対して基金積み増しの要望をしてきたところがあります。その結果、このたび国の令和4年度第2次補正予算にて、旧鉱物採掘区域復旧事業として新たな事業が創設され、県からも拠出していただき、令和4年度岐阜県12月補正予算

にて、基金造成の対応がされたことにより新たな基金が造成されました。これにより当面、浅所陥没等の復旧に新基金を使うことができるため、復旧対応に対しては少し安堵しているところではありますが、新基金を使わなくてもよいよう陥没等の被害が起きないように予防となる備えた事業に全力で取り組み、町民の皆さんが安心して暮らせる災害に強い町を実現してまいります。

社会インフラの老朽化が進む中、町民の安全・安心の確保のため、道路橋梁等の長寿命化を推進していく必要があります。令和5年度におきましても、国の交付金などを活用し、トンネル・橋梁の定期点検や町道三反田・切木線擁壁補修工事をはじめ、既存の施設の補修による長寿命化を図るとともに、自治会等の要望を聞きながら道路河川等の維持補修を行い、社会インフラ整備を推進してまいります。

次に、上下水道事業であります。共通する重要施策として、新庁舎の計画区域に引き続き必要なインフラ整備を計画しております。水道事業では、災害時における水道水供給のため、防災対策の一環として実施する避難所である上之郷中学校までの管路の耐震化が令和4年度に完了し、来年度は上之郷小学校まで延長する工事を開始します。さらに老朽化した施設の更新を計画的に進め、安定した水道水の供給に努めてまいります。下水道事業では、未普及対策事業や有収率向上を目的とした老朽管対策事業を進め、公共下水の整備促進を行うとともに、適正な維持管理を図ってまいります。

名鉄広見線につきましては、令和5年2月13日に、令和5年度から令和7年度までの3年間の継続運営の協定を締結いたしました。協定内容はこれまでと同様であります。令和8年度以降の取扱いについて、双方協議の上結論を出すものとする事、その協議に必要な検討等を行うため、岐阜県と国を加えた合議体を設置することなどの今後の協議に関する合意書を新たに締結いたしました。

名鉄広見線の継続運営の課題は、利用者の減少を一つの要因とする収支、いわゆる当該線区の赤字をどうするのかであります。今回の協定締結の協議の中で、名古屋鉄道から現状の支援額を据え置くために、今まで以上の収支改善に向けた取組を実施するよう当初予算に2事業の予算を計上、また令和6年度から令和7年度までの債務負担行為を設定し、有効な事業実施を行いたいと考えております。

利用者の減少傾向が下げ止まり、利用者増加につなげていこうとするところに新型コロナウイルスによる公共交通の利用者減少の影響を受けてしまいましたが、それでも年間約72万人——令和3年度実績であります——の方が利用するインフラであります。また、新型コロナウイルスの5類への移行による観光等の人々の移動の手段として必要であることも考慮し、引き続き存続するものとして取り組んでまいります。

令和4年度に立ち上げたリニア発生土置場に関するフォーラムにつきましては、多くの有識者の御協力をいただきながら第5回まで終了し、3月21日に予定する第6回を残すのみとなりました。これまで専門的見地からの確かな御解説、貴重な御意見をいただきました。有識者の皆様に、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

第1回から第5回までのフォーラムでは、自然環境、発生土の地質、遮水シートによる封じ込め方法、盛土構造、水質の検査方法といったテーマを設け、JR東海の置場計画について確認、協議を進めてまいりました。町民の皆様からいただいた声や有識者の意見から、JR東海がより安全な対策を検討することとなった項目もあり、一定の成果が出ているものと考えています。一方、重要湿地の保全に関する勉強会もフォーラムとは別に開催しましたが、要対策土の受入れに対して、反対の声があることは十分承知しております。第6回フォーラムでは、それまでの協議内容の振り返りや今後協議が必要となる項目の紹介をさせていただくとともに、意見交換を予定しています。皆様に幅広くお集まりいただきたいと思い、また御意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。今後、町としましては、フォーラム終了後もJR東海に協議中の項目について説明を求めてまいりますし、JR東海については、事業者として皆様に御理解をいただけるよう丁寧に説明していくよう求めてまいります。

令和3年度に新庁舎等木材調達事業で、森林経営信託地において皆伐を実施し、木材を調達しました。信託地は保安林であるため、皆伐の翌年度から2年以内に植林を行わなければいけないこととなっております。植林を行うことは将来の木材供給だけでなく、二酸化炭素を吸収する、水資源を貯留する、洪水を緩和する、水質の浄化、土砂の流出を防ぐ、川や海へ養分を補給する、多様な生物を育む、風景や安らぎを与えるなど、様々な公益的機能につながるものであります。この皆伐区域の一部0.2ヘクタールを利用して、令和5年度に町内の小・中学校生が森林資源のサイクルである「伐って、使って、植えて、育てる」という持続可能な循環型の森づくりの一環として植林を体験し、地域の森林の大切さを学び、関心を深めてもらうため、可茂森林組合、森林ボランティア水土里隊の御協力をいただき、森林学習として植林イベントを実施いたします。また、ほかの皆伐区域6.34ヘクタールにおいては、再造林事業として可茂森林組合に植林の業務を委託し、事業を実施いたします。

平成17年度に策定した環境基本計画は、「自然と共生し 歴史・文化を未来にひきつぐ里山のまち みたけ」を目指す将来像として取組を進めてまいりました。令和6年度をもって20年間の計画期間が満了するため、現在環境基本計画改訂に向けたアンケート調査を町民、町内事業者、小学生を対象に実施しているところであります。令和5年度はアンケート調査の結果を分析するとともに、ワークショップなどを通じ、町民の皆様と共に環境基本計画の改訂を進めてまいります。

現在、地球温暖化防止対策については、国を挙げた取組が急速に進められており、地球温暖化対策の推進に関する法律においても、その基本理念に脱炭酸社会の実現が位置づけられたところでもあります。こういった社会情勢の変化や住民のニーズ等も踏まえ、環境モデル都市事業としては、県下統一の太陽光発電設備等設置費補助制度に既存の町独自の再生可能エネルギー活用推進補助制度を上乗せすることで、太陽光発電設備等に係る初期費用の負担感を軽減し、再生可能エネルギーの普及促進、温室効果ガス排出削減に努めてまいります。

令和5年度には、先ほども申しあげました森林資源のサイクルが町内で実際に動くことになり、森林資源の循環利用、適切な森林整備が確保されるとともに、将来にわたる木材資源の利用が可能となります。このタイミングに合わせて植樹体験と木育事業を行い、森林資源のサイクルや温室効果ガス吸収源としての森林の機能を実感・体感して学べる機会を創出してまいります。

都市部でスキルを磨きながら地方に貢献したいという人材を副業・兼業という形で活用できるよう町内の中小企業・小規模事業者を対象に外部人材のマッチング支援を行います。これにより町内の中小企業・小規模事業者が抱える人材不足、デジタル化や集客、販路拡大など多様な経営課題の解決を図り、地域経済の活性化を目指してまいります。

平成28年度の児童福祉法等の改正により、市区町村は子供が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子供及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ調査及び指導を行うとともに、そのほかの必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないとされました。

また、平成30年に策定された児童虐待防止対策体制総合強化プランでは、市区町村における相談体制を強化するために、子供とその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う市区町村子ども家庭総合支援拠点について、令和4年度までに全市区町村に設置することがうたわれております。これを受けまして、本町においても家庭児童相談員や要保護児童対策地域協議会の機能強化に加えて、令和4年度末に御嵩町子ども家庭総合支援拠点を設置します。令和5年度から本格稼働をさせるに当たり、地域に根差した身近な相談窓口として町内外の関係機関と連携を図りながら、支援が必要な家庭への対応をしっかりと行ってまいります。

平成29年度よりスタートした重要文化財願興寺本堂修理事業は、6年目を迎えるところがあります。昨年の8月からは、建物中央部の入側柱10本を建てるところから本格的な組立て直しが始まります。同時に耐震のため鉄骨を用いた構造補強を行いながら慎重に修理作業を進めています。昨年の11月27日には現場見学会を開催し、多くの方々に貴重な文化財の修理作業を御覧いただきました。今後も随時、現場見学会等を開催しながら令和の大修理を着実に進

め、令和8年度の完成を目指してまいります。本町の誇る貴重な文化財である願興寺を守っていくため、これからも本事業への御協力よろしくお願ひいたします。

学校教育では、21世紀御嵩町教育・夢プランに基づき、子供たちの笑顔づくりを目指して、各施策のさらなる充実を図ってまいります。令和5年度は、第4次改訂の3年目となります。ふるさと教育では、コロナ禍のため縮小を余儀なくされてきた校外での学習や外部講師を招いての学習に対する支援を積極的に行ってまいります。御嵩町の歴史や文化を五感を通して学ぶ機会をより多く提供できるよう子供たちがふるさとへの思いを広げ、深めていけるよう、ふるさとふれあい夢づくり事業のさらなる充実を図ってまいります。

また、教職員の働き方の改革の一つとして、町内の全小・中学校に校務支援システムを導入して、教職員の校務に係る負担軽減を図ってまいります。これにより教職員が子供たち一人一人の個性や発達段階に応じた子供たちと関わる時間を確保しやすくなり、子供たちの健全育成にもつなげていけるものと考えております。

給食センター関係では、学校給食費の公会計化をいたします。これまで保護者や教職員から徴収した給食費と食材の調達に係る費用の管理は、独自の会計である学校給食会計において管理していましたが、新年度からはそれらの収入・支出を一般会計予算に計上し、管理する方式となります。このことにより管理体制が強化され、一段と透明性が確保されるとともに、未納や督促について、町が一体的な対策を取ることができるなど公平性の向上につながります。また、年間を通した予算の確保により、計画的かつ安定的な学校給食の提供が可能となります。令和5年度は、まずは管理方法の変更となりますが、教職員の負担軽減につながる徴収方法や保護者の皆さんの利便性向上につながる納付方法について、引き続き検討してまいります。

最後に、令和4年度一般会計補正予算について、少し触れさせていただきます。

歳入では、保有株式の配当増、基金利子収入の増、国債運用収入の増などにより、財産運用収入を141万1,000円増額しております。また、普通交付税については、国税収入の補正等に伴い交付税の再算定が行われた結果、追加交付された4,346万3,000円を増額しております。そのほか事業費の確定に伴う補助金額の補正や決算見込みによる各歳入の補正などが主なものとなっております。

歳出につきましては、民生費では国民健康保険特別会計、介護保険特別会計への拠出金を増額しているほか、福祉医療費に係る予算を580万6,000円の増額補正をしております。商工費では、鬼岩ドライブイン公衆トイレ改修負担金として792万円を計上し、全額繰越明許としております。消防費では、可茂消防御嵩分署移転事業の精算分として2,450万円を計上しているほか、継続費として実施しております亜炭鉱跡対策事業について、決算見込みに伴い13億4,314万9,000円を減額しております。この減額分については、継続費の補正にて令和5年度

事業費に振り分けております。

繰越明許費補正では、1件の変更と3件の追加、地方債の補正では3件の変更を行い、補正予算の総額としましては、歳入歳出ともに14億5,958万4,000円の減額となっております。

本日御提案いたしますのは、人事案件1件、令和5年度の一般会計及び特別会計、企業会計の当初予算6件、令和4年度の一般会計及び特別会計に係る補正予算4件、条例関係が12件、その他の議決案件1件、都合24件であります。

後ほど担当から詳細について御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
長時間ありがとうございました。

議長（高山由行君）

ただいま発表のありました施政方針に対し質問のある方は、明日3月1日の午後5時までに
通告書により事務局まで提出していただくようお願い申し上げます。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 「保育・障害・高齢職場で働くすべての職員が賃金を引き上げられる補助金を求める意見書」提出を求める陳情、2. すべての医療機関に対する財政措置等を求める要望書、3. 日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情、4. 政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情、5. 「原子力発電所の再稼働および新增設は国民的議論を尽くしたうえで決定することを求める意見書」の提出を求める陳情書、6. 例月現金出納検査の結果について（報告）（令和4年11月分から令和5年1月分まで）、7. 議員派遣報告書、以上の7件が議長宛てにありました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

御嵩町長の不信任決議の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第5、御嵩町長の不信任決議の上程及び提案理由の説明を行います。

町長 渡邊公夫君は退席をお願いします。

〔町長 渡邊公夫君 退場〕

発議第 2 号 渡邊公夫町長の不信任決議案について、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 土谷浩輝君。

議会事務局長（土谷浩輝君）

それでは、朗読をいたしますので、議案その 2、1 ページからお願いします。

発議第 2 号

渡邊公夫町長の不信任決議案について

渡邊公夫町長の不信任決議案を、御嵩町会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

提出者	御嵩町議会議員	福井俊雄
賛成者	〃	伏屋光幸
	〃	岡本隆子
	〃	谷口鈴男

御嵩町長の不信任決議

御嵩町長渡邊公夫君を信任しない。

以上、決議する。

令和 5 年 2 月 28 日

岐阜県御嵩町議会

（理由）

渡邊公夫町長は、新庁舎等整備事業に関して、庁舎移転に必要となる農地法に基づく新庁舎建設予定地の農地転用許可及び地方自治法に基づく位置条例の制定の見込みがないまま、総事業費約 78 億円に上る御嵩町の財政に甚大な影響を与える無謀な計画を立て、既に約 6 億円余りの予算を執行してきた。

その後、岐阜県に対する農地転用許可申請は不許可の見込みとなり、渡邊公夫町長は同申請を取り下げる意向であるが、今後とも位置条例の制定の見込みもないまま再申請することを明らかにしている。

渡邊公夫町長は、年間予算に匹敵する莫大な予算を必要とする無謀な新庁舎等整備事業に固執し、新年度予算案において庁舎移転を前提とする予算を計上し、多額の血税を無駄にする結果を今まさにもたらそうとしている。

にもかかわらず、何ら自身の町政の失策について省みることなく、このたびの町政の混乱の

結果を新庁舎等整備事業に反対する議員に責任転嫁する発言を繰り返しており無責任の誹りを免れない。

御嵩町政の混乱、御嵩町政への信用失墜並びに無用な公費の支出は、専ら渡邊公夫町長の無謀かつ強引な町政運営がもたらしたものであり、その責任は極めて重く、町長としての適格性を欠く。

よって、御嵩町議会は御嵩町長渡邊公夫君を信任しない旨の決議をなすべきと判断した。

以上であります。

議長（高山由行君）

朗読が終わりましたので、ここで発議第2号 渡邊公夫町長の不信任決議案について、提出者より説明を求めます。

提出者、2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

では、読ませていただきます。

御嵩町長 渡邊公夫君を信任しない。岐阜県御嵩町議会。

今読み上げた理由が最たる理由ですけれども、改めてどうしてももう一回言いたい部分をもう一度私のほうから読み上げさせていただきます。

それは下半分ですけれども、渡邊公夫町長は、年間予算に匹敵する莫大な予算を必要とする無謀な新庁舎等整備事業に固執し、新年度予算案において新庁舎移転を前提とする予算を計上し、多額の血税を無駄にする結果を今まさにもたらそうとしている。にもかかわらず、何ら自身の町政の失策について省みることなく、このたびの町政の混乱の結果を新庁舎等整備事業に反対する議員に責任転嫁する発言を繰り返しており、無責任のそしりを逃れられない。

御嵩町政の混乱、特にこの3行に我々の意見を集約しているんですけれども、これからの3行を読ませていただきます。

御嵩町政の混乱、御嵩町政への信用失墜並びに無用な公費の支出は、専ら渡邊公夫町長の無謀かつ強引な町財政運営がもたらしたものであり、その責任は極めて重く、町長としての適格性を欠く。よって、御嵩町議会は御嵩町長 渡邊公夫君を信任しない旨の決議をなすべきと判断した。

これが以上、提案理由であります。よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は10時15分とします。

午前9時56分 休憩

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

なお、休憩中に岐阜新聞様より撮影取材の申出がありましたので、これを許可します。

御嵩町長の不信任決議の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第 6、御嵩町長の不信任決議の審議及び採決を行います。

発議第 2 号 渡邊公夫町長の不信任決議案について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

では、質疑させていただきます。

率直に言いまして、今回出た議案について、私、読んでもほぼほぼ理解できなくて、その中でもとりわけ 2 つの大きな疑問について、ちょっと質疑をしたいと思います。

今回の出された提案理由の上のほうですね、条例の制定の見込みがないまま総事業費約 78 億円に上る御嵩町の財政に甚大な影響を与える無謀な計画という部分がありますけど、これについての根拠を示されておられませんので、78 億円かかるから無謀な計画だと言いたいのかも分らんですけど、これはあなたの主観であって、データとして、我々しっかり財政を勉強して、先生をお招きして実質公債費比率とか将来負担比率、こういったことについて学んだはずですので、あなたにとって実質公債費比率が何%まで行ったから無謀な計画だ、将来負担比率が何%まで行ったから無謀な計画だ、そういったところの根拠をしっかりと数字として示していただきたい。

2 点目、その後の部分に、既に約 6 億円余りの予算を執行してきたとあります。約 6 億円といってももっと多いんですけど、本来は。ただ、その 6 億円支出してきたということについて、行政というのは、しっかり執行するに当たってプロセスがあるんですよ。勝手に予算を執行できるかといえば、そうではないですよ。その辺の理解をしっかりとされているのか、議会制民主主義というものをどう考えられているのか、その辺の提案者の方の考え方をちょっとお聞かせいただきたい、2 つお願いします。

議長（高山由行君）

答弁を求めます。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

確かに公債費比率 78 億円でも、あのとき公債費比率とか問題ないということを知っておりますけれども、この 78 億円というのは、このまま人口が通常普通に推移した場合ということを知っていると思っておりますけれども、これから人口も下がっていく。また、この 78 億円に金額が上がっていく、最初は 28 億円でした、6月は 43 億円でした、その後、63 億円になりました、78 億円に6月から半年たらずに上がりました。確かに国からの補助とかありますけれども、その経緯とかいうのに大変問題が僕はあったと思っておりますので、この 78 億円という数字を上げさせていただきます。

そして、6億円の根拠ですけれども、確かに6億円の根拠の前に話はありましたけれども、我々としては6億円の根拠に対する実際にこうだ、こうだという詳しい話がなかったと思うんです。だから、私はこの6億円を無謀に使われたと思っていますので、この数字を上げさせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

私、データとして示してということを知ったので、人口が減るからという言葉がありましたけど、人口も踏まえた上で、どういうデータならば無謀な計画ではないということを知り数字として教えてください、これはもう再質問ですからね。

あと経緯についてということもありましたけど、この議案書を見る限りは経緯について何ら書かれていないので、なぜかがまた増えたなあという。最初から書いておけばいいのにとはいいますが、経緯については、しっかりこれは「ほっとみたけ」にすら書かれていないことなので、議会議員としてしっかりこの費用は含まれていません、この費用は含まれていませんという説明を受けていますので、ちょっと印象操作のような気がするのですが、これはあなたの印象操作ですかというのを2点目の質問にします。

3点目ですけど、6億円について説明を受けていないというんですけど、予算の説明をされていますよ、しっかり理解をしていますか、聞いていますか、話。3点目、それです。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

確かに聞いていますけれども、自分たちの都合のいいことだけを言っていて、我々議決もしていないですし、いや、議決はしましたけれども、ごめんごめん、議決はしましたけれども、その本当の細かい理由をしっかりと聞いていないので、これはやっぱり聞いたうちに私は入らないと思っております。

議長（高山由行君）

福井議員、1点目の根拠の数字の、78億円の根拠の話は再質問で示してほしいという答えはどうでしょう。

2番（福井俊雄君）

今詳しいデータがないので、またそれは言うようにします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

清水議員、3回目ですので最後になりますよ。

1番（清水亮太君）

暫時休憩を求めます。データをしっかり出してください。

議長（高山由行君）

福井議員にお伺いします。今の清水議員のデータという部分について、福井議員は暫時休憩のうちに出せますか。どうですか。

2番 福井議員。

2番（福井俊雄君）

間違ったデータを出すといけないので、この短時間では今出すことはできません。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

だんだん私、元気がなくなってきちゃったんですけど、根拠もなく、データとして存在してすらいらないのに無謀な計画と言い放ったことについて、ちょっとあなたの見解をお聞きしたいのと、我々この説明を受けた令和3年11月の全員協議会の場で、以前で19億4,100万円以上の予算を可決しているんですよ、これは議会として。お忘れですか。それ2点、お願いします。

議長（高山由行君）

福井議員、清水議員の最後の質問になりますが、お答え願えますか。

2番 福井俊雄君。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

すみません、谷口議員、福井議員に質問ですので、福井議員に答えていただきます。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

もう一回質問を言ってください。

議長（高山由行君）

1番 清水亮太君、もう一度、3回目の質問をお願いします。

1番（清水亮太君）

ちょっと私もかっかして忘れてきたんですけど、2点目については、予算の19億4,000万円以上の予算を認めているんですけど、それをお忘れですかという質問と、あと1点目は、データもなく、この場でこういう無謀な計画だということを行ったんですかという質問でした。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

データもなくということはないですけど、今ここで間違ったデータを言うので言えませんが、19億4,100万円の予算はしましたけれども、その後に状況が大きく変わったのと、取下げという言葉が町長から出ているので、ここで私は不信任案を出したということです。

議長（高山由行君）

清水君の質問はこれで終わります。データがないということですので、それを受け止められるように。

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ただいまの清水議員の質問とも若干かぶるところがあると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の不信任案につきましては、御嵩町始まって以来、町長の不信任案ということでありま。決議文の中に、先ほど清水議員もおっしゃったんですけども、総事業費78億円に上る新庁舎等整備事業は、町の財政に甚大な影響を与える無謀な計画ということがありまして、これにつきましては、これを懸念した部分もありまして、御嵩町議会では一昨年12月16日、関西学院大学教授の小西先生をお招きしまして、この事業費78億円と伏見小学校の12億円を想定した町の財政についての勉強会を行いまして、そのときのレポートも福井議員のやつも

持っていますけれども、結果として先生のお話は、健全財政を示す実質公債費比率、将来負担比率など、御嵩町は健全財政が維持できるとのことでありました。また、既に6億円の予算を執行してきたことにつきましては、この事業に伴います庁舎設計等の予算と木材、国道21号バイパス部分の工事費であり、全てが議員全員で賛成して可決してきたものであります。

ここで1点、私、質問したいと思いますが、年間の予算に匹敵する莫大な予算を必要とする無謀な新庁舎等整備計画であります。現庁舎、この庁舎でありますけれども、震度6弱で倒壊のおそれがある。町民の安全・安心を考えたとき、新庁舎整備事業をどう考えておられるのか。提出者の福井議員等、賛成者3名の方は多分同じ考えであると思いますが、新庁舎整備事業の方向性について、金額も含めてお答え願えるとありがたいと思います。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私は、新庁舎、当然耐震から始まっているので、新庁舎の予算と浸水地域であるということを行っていますので、私は、新庁舎は、この場所で20億円から30億円の間に造るのがいいと思っています。今、これから新庁舎計画をあな場所でやるにしても、いろんな意味で4年、5年かかります。もし町民もしくは職員の安全を考えるなら、早くここでやって、もし本当に必要ならば、ここで免震だけまず最初にやって震度6、7に耐えられるものにして、その後この場所に新庁舎を新しく20億円から30億円で造られるのが一番いいと私は思っています。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

8番 山田儀雄君。

8番（山田儀雄君）

ただいま20億円から30億円で、この場所で耐震をしていくと、こういうことでありましたけれども、この今の提案の部分というのは、福井議員と3名の賛成者の方、同じ意見なんですか、そこをお聞かせいただきたいと、こんなふうに思います。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

私ら3人、ほかの方も同じ意見だと思っています。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

私も提出者、福井議員にちょっとお尋ねしますが、理由のほうに庁舎のことばかりですけれども、町長として、不適格として不信任するならば、庁舎問題だけではなく、今までの言動や行動を見てみますと、伏見小学校の大規模改造、それからフォーラムをやっているリニア中央新幹線の残土処分、これもあったはずですが、その点を抜きにして庁舎だけにしたというのはなぜですか。お尋ねします。

もう一点ですけれども、この提案理由の中に、位置条例の制定の見込みもないまま再申請することを明らかにしているというふうになってはいますが、町はそんなことを一言も言っていないと思うんですけれども、なぜこのような表現にされたのかお尋ねします。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

現在、町民が一番関心があるのは新庁舎のことだと思っています。この新庁舎に関することを一番先頭に持ってきて、一番大きな問題を掲げることが、この不信任案にとって一番大切だと思い、こういう提案をしました。

2点目に関しては、位置条例というのは皆さん存じ上げていると思いますけれども、3分の2以上、4人の議員がこの問題に関して反対しているということだと位置条例の制定はできないということは、もう皆さん存じ上げていると思います。我々の意思は4人、もうこの条例には反対ということはもう意思確認をしっかりとしているので、この位置条例の制定が見込みがないままということをおっしゃっていただきました。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

今ちょっと回答に、答弁になっていないんですけれども、その伏見小学校とかリニア中央新幹線、庁舎だけは住民の関心があるということなんですけれども、伏見小学校も、我々は伏見の議員なんですけど、本当に関心があるんですよ。リニアの残土処分についても、本当にあそこの町有地に埋めるという話の中で、岡本議員もおられるんですけれども、本当に町民の関心が多大にあると思うんです。そういうことも考えると、本当に庁舎だけというのはおかしいんじゃないですか、そこら辺を教えてください。

それから、先ほどの位置条例のほうなんですけれども、申請することを明らかにしていると、これですね、明らかにしていると、そこほどこのことを取って明らかにしているということで書かれたんですか。

議長（高山由行君）

奥村議員、1点ちょっと伏見小学校云々という話が出ましたけど、あくまでもこの文面の質疑でありますので、文面に対する質疑を的確に行ってください。

1点目は、福井議員が答えるも答えないも自由にしたいと思いますが、2点目、今の位置条例の話だけお答え願えますか。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

先ほども言ったんですけれども、4人が反対したらこの位置条例は現在できないんです。我々は答えになっていないと言いますけれども、4人が反対と言っている以上、できないのはもう確実で、位置条例が成立しないのは確実ですので、この文面にさせていただきました。

それと伏見小学校、リニアに関しても、我々は町長のやり方がよくないということは思っていますので、ここで改めて言わせていただきます。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村悟君、3回目ですのでよろしくお願いします。

3番（奥村 悟君）

その3分の2というのは分かりますけれども、町が再申請することを明らかにしているということでここで表現されておりますけれども、新聞記事を見ますとそんなことは一切もないです。新聞紙面では、町長のほうは白紙にしたりするつもりはないとか、再申請ができるとか、再申請に向けた準備を行う、再申請の時期は未定だとか、可能性はなくすわけにはいかないと判断したと、このような表現であって、町も新聞紙上も見てみますと、明らかにしているということちょっと表現的におかしいんじゃないですか。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

明らかにがおかしいとかおかしくないという話ですけど、私はおかしくはないと思っております。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

福井議員に質問させていただきます。

この町長の不信任決議案についてですが、なぜ選挙も近いこの時期に、今、不信任決議案を出されたのかということですか。出すならもっと早い時期、新庁舎計画への反対を表明されたときに出すべきであったのではないかというふうに考えますが、なぜ今出されたのかということをお伺いします。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

町長がこの計画を取り下げる、そう言ったから今の時期だということを改めて言わせていただいています。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

町長の表明というところもあるかとは思いますが、この発議が可決すれば議会の解散という可能性も出てくるわけです。そうすると、もう本当にこの時期に可決をして解散というようなことになっても、すぐにまた選挙という時期を迎えてしまうわけです。その議会の解散の可能性というところでは、どういうふうに考えてみえますか。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

これは2つの考え方がありまして、この選挙によって我々4人が落ちるかもしれない、例えば我々4人が過半数を取るかもしれない、そういう可能性もあるので、この時期にこれ以上町政を混乱させるわけにはいかないという考えもあって、この時期に提案させていただきました。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

質問をさせていただきます。

今回、この不信任決議案を提出されたことによって、初めてといたしますか、この4人の方の思いが聞けるといたしますか、議論の場というのが今までなかったのがとても残念でありますし、反対をされてから、なぜ反対をされたのかという御質問にも今まで答えていただいておりませんでしたので、しっかりとお聞きできる場ができたということはよかったかなあと考えております。

先ほどちょっと奥村議員もおっしゃいましたけれども、再申請をすることを明らかにしているという位置条例について言われましたけど、私はそこじゃなくて、その制定の見込みもないまま再申請をするというふうここに書かれておることがとても違和感を覚えています。制定の見込みといたしますか、町長のほうは、見込みがない中で申請をするなんてことは一言も言っておられません。状況が整えば申請するという、再申請できるような形に持っていくということで、現在白紙ではなく、不許可を受けるのではなく、取下げをさせていただくというような説明を聞いていると思います。ですので、説明も見込みもないまま再申請するということは一言も言われていないと思いますので、ここは訂正していただきたい思いですが、いかがでしょうか。

それと、たくさんあるんですが、この反対を表明されたということは、福井議員は1期目ということではありますが、それ以前に御嵩町の特別委員会などでずっと皆さんの町民の意見も聞きながら話し合いを進めて、全会一致であるバイパスエリアにしましょうということの御報告も議会でさせていただいて、議決をしているかしていないかと言われれば議決はしておりませんが、全員の議員がああエリアがいいということに、結論に達しましたということを確認し合っております。それを受けて、町はじゃあ、あちらのあのバイパスのエリアの方向で進めていこうということで計画が進められてきた中で、いろいろなもろもろの計画に関する予算も議決を経て、皆さんの議員が賛成をして、反対される方が見えても議会というのは多数決ですので、通ればそれに従わなくてはいけないわけですし、今回もう既に6億円払ってしまって、無駄に使っているとかおっしゃいますけれども、全て議決を通過して執行部がそれを予算執行しているわけですので、議決したものを執行しなかったら怒ってもいいですけども、執行されている段階でなぜ使ったというのは、議会としては、議会は議決権があって、これを決めるのは議会、提案されるのは町ですけども、決めるのは議会なわけで、今までそうやって一つ一つ決めてきたということがあります。

私たち議員は、町民から負託を受けてこの場に立たせていただいておりますので、町民さんの意見を背中にしよって見えているというのは誰でもそうですが、そういったいろんな方が集

まって議会を構成しているので、議論をし合って合意形成を図るのが議員の仕事だと思っています。反対された当初から、急激に手のひらを返された当初からこういった議論がなされていないというのは、議会の混乱であって町政の混乱とは言えないと思いますが、この点に関しまして、福井議員、どう思われますか。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

まず見込みがないというのは、さっきから言っているんですけども、4人の議員が反対している以上、この見込みがないと思っていますので、私はこの文面を取り下げことはしません。

それと、確かに我々話を聞いて賛成してきたのは、28億円、43億円までは思っていましたけれども、それから半年もたたないうちにこの78億円という数字になったのが、支持者、町民の皆さんに聞いても、これはみんな納得がいけないという声が数多く上げられたので、こうやって今この経緯がしっかり出されていない、それと78億円からもう1年以上たっています。もうそれから資材の高騰もあるし、それ以来、金額の話もないです。それはこの話にはないからいいですけども、とにかく状況が変わっていったんだから、これはやはり町民の皆さんに説明もつかないんで、私は、これは反対理由として反対することにしましたのでお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

最初に聞きました制定の見込みもないままというところに関しては、4人が見える以上は変わらないというお話だと思いますので、今回これが通れば議会解散になってしまう可能性が大でありますし、これが通らなかったとしても7月には改選があるわけですので、その時点でやはり可能性がゼロではないということで、何となく本当に首の皮一枚つながっているというか、何となくその復活を目指したいという思いは町としてはあると思いますので、そういった意味からも制定の見込みがないまま出すというようなことは明らかにないと思いますので、見込みがあれば出すということに私は受け取っております。ですので、この表現はおかしいと思っています。

それと、あと言われました今回取り下げたことに対して不信任案を出しましたと、取り下げたということを出しましたと言われた。その言葉もちょっとおかしいと思うんですけど、取

り下げなかったらどうしたらよかったのでしょうか。それと 78 億円という金額に至るまでのことの話になっていったからということで、要は反対されたなら、議員に対してその反対意思をきちんと説明をして話合いをしてほしかったということを私は言っているんですけど、それができていない議会は、本当に議会のていをなしていないというふうに思います。その点についてはどうでしょうか。

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

まず言わせていただきますけれども、この取下げ理由に、町長は何度も 4 人の議員のせいであろうということをおっしゃっていますので、このままでは我々 4 人のせいであろうことになる可能性が非常に多いので、この提案をひとつさせていただきました。

それと、我々議論を尽くしていないと言うけれども、要はあんたらの被害者意識だと言われるやそれまでですけれども、我々 4 人には多くの情報提供がなされていなかったということがあるんじゃないかなということを思っています。

例えば 43 億円から 63 億円に 7 月から 11 月に上がったときに、私、農林課へ行ったときに 63 億円に上がった経緯とかその書面が農業委員会に提出されているんですけども、その 63 億円に上がった根拠の書類を頂きに行ったんです。そうしたら、議員さんに出すわけにはいきませんと言われたんですよ。そのときに、ああ、これはやっぱり我々は情報を隠されているんじゃないかなと、そういうことを思いました。また、いろんな面で我々に情報が出されていないと、去年の 2 月ですか、農業委員会から議会に提案があったはずですよ。農業委員会は議会と話合いがしたいと、でも議会のほうはその話をするのができませんというような話もあったという。だから、結局、議会も都合のいい相手としか話さないのかなと、そういうことも思ったりして、不信感を持ってずっと来たのが一因であります。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

3 回目ですね。

一番最初に、その取下げに対する不信任案に対しての出したということに対しては、この取下げの理由が 4 人のせいにされるのが嫌だというような、今ちょっとそういうふうに聞こえたんですけど、県がおっしゃっているのは、4 人の反対がある限りは不許可だというふうに県ははっきりおっしゃっているんですね。どこが理由で不許可がというところは分かると思います。

でありますので、そういうふうに思いますし、あと議会がその議決権があつて、あとそういった合意形成の場であるということをしつかりと自覚していただいて、皆さんでしっかりと話合いが持てる議会にしたいなというふうに私は思っておりますので、議論ができないということに対してどう考えているのかなということをお聞きしたいんですけど、答えがちょっと何かずれているといえますか、ちょっと理解できませんので仕方ないと思いますが、本当にもう少し決定したことに従っている町を批判する、要は自分たちが決めたことに対して実行していらっしやる町を批判するというのもちょっとどうかなと思いますので、やはり議員の役割というのを確認していただきたいと思っておりますが、そういったことに関してはどう思われますか。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

議論は大いにやらなければいけないと思いますから、やっていきたいと思つています。

それと、私もだんだんちょっと頭がパニックになってきたんやけど、町民にとって、やっぱり何がこの新庁舎に関して一番いいということを考えていったら、これは今の78億円の計画はよくないと思うので、この不信任案を出したということを理解していただきたいと思つています。以上です。

議長（高山由行君）

ここに来てですけど、議員さん各位にはちょっと申しつけます。ここは質疑の時間でござつています。質疑は質問ですので、福井さんに対して質問して、福井さんがその質問に対して答える、その場ですので、自己の意見はあまり含まないように。多少ならいいですけど。

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

先ほど大沢議員がちょっと触れられたんですけど、この4名の方から昨年5月27日以降、27日と言われれば日付は分かると思つていますが、こういった庁舎関連の議論とか話合いには一切出ないというような弁護士を通した文書が出ておりまして、今日初めてこういった4人を交えて、質疑という形であまりよろしくありませんが、一方的な質問になつちやいますが、こういった場ができたということは、私も大沢議員同様、大変いいことだと思つております。そういう意味からいっても、やっぱり福井議員、提案者の方には誠実に答えていただきたいと思つています。

私の質問することは多岐にわたりますので、あまり一遍に言つちやうと後で何やつたと聞か

れそんな気がしますので、一問一問やっていきたいですがよろしいですかね。かなり……。

議長（高山由行君）

一問一答方式は認められません。質問は10問あるなら10問一遍にしてもらって、その後、再質問、再々質問で3回までとします。

5番（安藤信治君）

そうか。その質問ごとに3問というわけにいかんわけやね。

議長（高山由行君）

一問一答は駄目です。

5番（安藤信治君）

はい。

それじゃあよく、たくさんありますので福井議員、後で聞かれないようにメモをしておいてください。

まず最初ですが、先ほどからいろいろ出てくるんですけど、新庁舎等の農地転用許可及び自治法に基づく位置条例の制定の見込みがないという表記があります。この見込みというのは、恐らく農地法施行規則第57条ですね、この条文の中に見込みという言葉がたくさん出てきているんですが、第2項にあります事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合、これらの処分がなされなかったこと、これらの処分がされる見込みがないこととされているが、これらの処分の見込みの中に、今回の制定見込みがないというものが含まれているかどうか、位置条例の変更する条例が、この見込みのない中に含まれているかどうか。これがその条件の中に含まれているとすれば、その解釈をまず1点、提案者にお聞きしたいと思います。単純に施行規則の57条の見込みということについて、福井さんはどのような解釈で提案されたかお聞きしたいと。

それから、もう一つ、これは2点目ですが、農地法第5条の許可権者が岐阜県である以上、その許可に際して、県自らの裁量で事務所移転の特別議決見込みを許可条件にする根拠が私は見当たりません。農地法の許可の理由が農地法の許可が下りないこととすること自体、私は矛盾しているというふうに考えています。提案者の見込みがないイコール、この場合、不許可というような考え方をされておられるんですが、この農地法に関する解釈とか根拠ですね、そういったものを見込みがないイコール不許可というふうに考えておられる根拠をお聞きしたい、これが2点目です。

私も、見込みがないまま総事業費78億円云々ということも、ほかの方がお聞きしましたので私のほうからは省かせていただきますが、福井議員が78億円が無謀で財政にどの程度甚大な影響を与えるという、どのぐらい影響を与えるんだというようなことをお考えになって提出

されていると思いますので、こういったどの程度甚大な影響を与える、そういったことを示す根拠みたいなものがあればお示し願いたいと思います。これが3点目ですね。

それから、見込みがないまま既に6億円余りの予算を執行したという記載があります。これについてですが、議会の特別委員会がバイパス沿いの候補地を他のどこの候補地よりも優位性があるとして報告をしていました。これを受けて、町長以下が今日まで様々な予算を執行して、その時点で農地を進めてきたわけですが、そこに決めた時点で、あそこは農地ですね。だから、農地を埋め立てる費用、擁壁とか農業用排水、上下水道等、それから避難スペースの確保、保育等を併設する公共施設の集約のための建設用地が必要になることは当たり前のこととして、議会はもう認識の上で進めてきたものです。

庁舎以外に当然費用がかかるということは、我々議会も特別委員会の時点で、埋立てもなららん、擁壁も要るだろうと、下水も必要だろうというようなことは想像しておりました。その予算が多少遅れて出てきたことは事実ですが、この中に、町長が独断で無謀な計画の下に進めてきたということなんですが、これまでのここにある6億円余りの予算執行では、議会でその執行が全て承認されてきたものです。

令和3年12月以前まで用地費の補正予算が出されて、それが可決された。反対者も4名ありましたが、可決された以前は、議員全員の賛成で執行されてきた経費であります。例えば具体的に言えば、21号バイパスの交差点改良舗装工事、これは御嵩地区、古屋敷地区、上下線か分かんませんが、南北を走る路線ですが、これに約1億2,000万円かかっていますが、この契約議決もここにいる議員全員の賛成で可決されております。

この可決の結果、執行しておるわけですが、提案者及び賛同の3名の方、これは反対議員4名ということなんですが、この議決責任、先ほど福井さんはこちらに造ればよいというようなことは言っておられたんですが、もう現在、議会全員で賛成して、あのバイパスの右折車線になると思うんですけど、この工事は終わっています。これはどうするんだというような話になるんです。こういった議決責任、これをどのように考えて今回の不信任決議案を出されたか伺いたい、これが5点目です。

それから、多少重複する部分もあるんですけど、その後、岐阜県に対する農地転用許可申請が不許可の見込みとなり、渡邊町長は同申請の取り下げ得る意向であるが、今後とも位置条例の制定の見込みがないまま再申請することを明らかにしている。今年の5月15日の特別委員会において2月でしたっけ、日にちがちよっとあれですが、特別委員会において不許可を回避するというような格好で、許可の可能性を残すための岐阜県の指導により、あくまでも白紙撤回ではなく一旦申請を取り下げ、再申請を目指すという説明があったが、これは先ほどほかの議員も聞いたんですけど、あまり明確な答えが出ていないですから、この特別委員会による町

長の話をごどのように受け止められたか、再度お答え願いたいと思います。これが6点目です。

その見込みがない、再三出てくるんですけど、取り下げたから見込みがない、そう言い切れる根拠を、考え方もよろしいです。それをお聞きしたいと思います。これが7点目です。

それから、にもかかわらず自身の町政の失策について省みることなく、このたびの町政の混乱の結果を新庁舎整備事業に反対する議員に責任転嫁する発言を繰り返しており、無責任のそしりは免れない。現在の混乱の結果を町長の失策、町長一人のせいにした表記であります、仮にこれは令和4年5月25日の全員協議会において、移転先の位置条例議決のこれも見込みだったんですけど、1名を除いて、この時点では10名の同意が見込まれることが確認されました。その後、新庁舎の透明性の確保に関する議員連名4名から県に提出された位置条例の特別見込みに反対する文書、これが出されていなければ、この文書さえなければ、現在のこのような混乱は回避できたのではないかと私は考えます。この私の意見について、この決議案には全く正反対のことが書いてあるんですけど、それについて混乱が起こらなかったかどうか、これについて伺いたいと思います。これが8番目ですね。

続いて、新庁舎の透明性の確保に係る議員連名4人、これは今回の提案者と賛成者と重複しておるわけですが、新庁舎移転の特別見込みを反対する文書を何の説明もなく、根拠もなく、令和4年7月15日に突然提出されたことこそが混乱の原因、始まりであると私は考えます。これについてもお答え願いたいと思います。9番です。その後、4名から明確な反対理由、先ほどあれですが、一切ないわけですが、そういったものも今回初めてですので、責任ある明確な回答をお願いしたいと思います。

それから、続きまして、御嵩町政の混乱、御嵩町政の信頼失墜及び無用な公費の支出は専ら御嵩町長、渡邊町長の無謀かつ強引な財政運営がもたらしたものであり、その責任は極めて重く、町長としての適格性を欠くということも上げておられます。信用失墜とありますが、これは誰に対しての信用失墜なのか。それから無用な公費支出、これまでの調査関連支出全てなのか、これからの支出なのかを伺いたい。無用なここで言われる公費支出、これは提案者以下3名の方も関わっておられることです。当然議決しておりますので、そういったこの点についても伺いたい、それが10点目かな。

それから、無謀かつ強引な町政運営をもたらした無用な公費支出とはどんな支出を指しているのか。令和3年12月以前に契約ないし支出した工費は、少なからずも提案者も含め3人の反対議員もその責を負うものとするが、この議決責任についてどのように考えておられるか、どのように思われてこの決議案を出されたかお聞きしたい。

それから、万が一バイパス沿いの新庁舎建設ができなくなったとき、これで決議案が通りましても、町長が解散するのかわりかちょっと定かではありませんが、恐らく解散という格好に

なりますが、遅れていく。最終的には、あの場所で庁舎ができないというようなことになったとき、正確ではありませんが、ここに6億円と書いてありますので6億円としますが、こういった支出が無駄になっちゃいますが、提案者も含め我々もそうなんですが、誰がどのように責任を負うべきか。これもお聞きしたい。私は、もしあのバイパス沿いに庁舎ができないということになれば、反対議員も含め議会は何らかの責任を負うべきと考えますが、提案者のこの点について、お考えを伺いたいと思います。これが12番目です。

これが最後なんですが、本発議は4人の方の思いの結果だと思いますが、提案理由の根拠、考え方を明確にお答えいただきたいと思います。少なくともこの発議は、ただ単に不信任決議案を出すこと自体が目的ではないと信じております。この点についてはよろしいですが、以上12点かな、よろしいですか。メモも取っておられるようですから、先ほどみたいに何だったというような発言がないようによろしくをお願いします。

以上12点、質問にお答えいただきたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

安藤議員、多岐に質問もわたりますし数も多いので、福井議員の答弁を求めますが、一つ一つの答弁を精査しながら、再質問に向かって、よく安藤議員も答えも聞いていてください。

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

本当に多岐にわたるんで、メモしたけれども、全部メモし切れてないかもしれません。

5番（安藤信治君）

書いてあることについて答えてくれたら結構です。

議長（高山由行君）

私語は慎んでください。

2番（福井俊雄君）

まず位置条例と事業の許可、制定見込み、1と2は同じような話だと思いますけれども、我々は県が3分の1以上の反対の場合は、この農地転用の見込みができないということは、何回も総務防災課からの資料、それと新聞紙上、マスコミ関係にも言われていますので、私はそうだと思っております。

それから、財政に影響を与えるというのは、30年間で8,800万円毎年の支出があるということです。これは8,800万円と簡単に言うけど、30年間大変な数字です。この8,800万円を違う方向、例えば子育て支援に向けたらすばらしい御嵩町になる一助だと思っております。だから、私はこれは大きな問題だと思っております。

それと6億円余り支出とか、今、21号バイパスに1億2,000万円使ったという話が出てき

ていますけれども、それ以上に、この新庁舎を 78 億円使ってやるのが町民にとっては大い
なマイナスになると私は思っています。ですからこの点について賛成できないということ
を言っています。

それから、取り下げたか、再申請の見込みがあるとか言うんですけども、これは今の段階
ではどう考えても見込みがないと思っています。だから、私はそれは議員を説得されるとか、
4 人を説得されるとか言いますが、その見込みはないと私は思っています。

それと町政の失策というのは、確かにここは私たちとしては、この金額が要は何の説明もな
いままここまで上がったところに失策があると思っていますので、反対をしているという意味
です。もう全部書いたつもりやけど。

それと 5 月 25 日の件ですけど、確かに清水議員も言ったけど、あなた方勉強不足じゃない
ですかと言われて、次の日に県庁へ反対の文書を持っていったんですけども、あの 10 対 1
でという話がありますけれども、条件をつけているし、保留の部分もあったということをお
れないでもらいたと思います。どうして次の日に持っていったかというのは、どう明らかに考
えてもこれは町民にとってよくない、この計画をこのまま推し進めていくのはよくないと考
えて、県の農林課長に我々の意見を持っていったということです。

無用な 6 億円というのは、信用失墜、この 6 億円よりも 78 億円のほうが問題だとい
うことを思っています。あと農地転用の話で 1 億 9,000 万円、今回も出ていますけれども、あの土地
を買うということに予算を出してきていますけれども、それは完全に農地転用の見込みが立
った後に、県の許可を仰いだ後にやるべきであって、今耕作もさせていないんですけども、そ
の間耕作をしてもらえれば、まだここまでのことにはなっていないと思っています。

とにかく提案理由の根拠というのは、この問題に関して、このまま推し進めていくのは町民
にとって大きなマイナスである、それが一番大事だということを改めてここで言わせてもら
います。それだけです。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5 番 安藤信治君。

5 番（安藤信治君）

期待どおりの答弁でありありがとうございました。

これは多岐にわたりますので、どうもここまでの町長の不信任決議案を出すまでの、この文
言一つを取ってもはっきりした理由とか、そういったものがあまり述べられていません。私と
しては納得するものでもありませんが、今、最初に言いました農地法施行規則の 57 条、これ
について県が言っているというんですけど、県が言うなら当たり前かもしれんけど、この法の

解釈を聞いておるのであって、どんな解釈をされると。私は解釈できないんですけど、どんな解釈をされるかどうか、ちょっとその辺をもう一度お聞きしたいと思います。

それから、町民にマイナスである。これは確かに財政的には費用がかかることですのでマイナスの要素が、全部がマイナスということではないですけど、再三町長も先ほど言うておられますし、山田議員もおっしゃられたんですけど、防災とか建物の耐震とか、そういったものの対策も多く含まれているんです。これをただ単に 78 億円だけ捉えて町民にマイナスがあるというのは、これはちょっと言い過ぎじゃないですか。それだけ言うんならやっぱり数字的な根拠を出していただきたい、どの程度マイナスになるのかどうかというようなこともお聞きしたいというふうに思っております。

以上2点かな、78 億円の件とそれから 57 条の件について、よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

安藤議員、すみません。1 点目の農地法のやつをもう少しちょっと分かりやすく説明していただけないか、どこが聞きたいのか。福井議員がどの程度理解しておるのかとか県の話がどうということ、少し聞きたいところを、ちょっと論点をはっきりさせてください。

5 番（安藤信治君）

57 条の 2 項に事業の施行に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分を要する場合、これらの処分がなされなかったこと、こういう場合に不許可にしましょうと。この場で言うと、分かりやすく言えば、開発許可とかそういうのが出てくると思いますが、その農地法の許可そのものにどこにも出てこない、その位置条例の見込みなんていうのが本当にここから読み取れるかどうか、私はできないということです。県が言うておるでどうのみにされておるんですけど、その点について、もし独自に解釈する点があれば教えていただきたい、これが質問です。以上です。

議長（高山由行君）

2 番 福井俊雄君。

2 番（福井俊雄君）

独自の解釈があればということですけども、この問題に関しての独自の解釈はありません。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

ちょっと谷口さん、少し待ってください。

もう一点、2 点目の再質問、町民にマイナスという点は、福井議員、いかがですか。

2 番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

今もあその場所が防災広場とかいう話がありましたけれども、確かに耐震、免震から始まった話ですけれども、あの場所が2メートルの一番川寄りですけど、浸水地域なんですよ。そこに対して防災広場、保育園、児童館を一番危ないところに持っていくというのは、やはりどう考えても納得のいく話ではないし、まだこれから亜炭鉱も埋めなきゃいけないということに関して考えると、町民にとって大変大きなマイナスになると思いますので述べさせていただきます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

5番 安藤信治君。

5番（安藤信治君）

質問が制限されていますのでワンカットですね。

議長（高山由行君）

最後です。

5番（安藤信治君）

最後です、はい。

町民に大きなマイナスであるということをおっしゃったんですけど、どの程度マイナスなのか。償還が8,000万円増えるとか何かという話もありましたんですけど、そういった、ただただマイナスになるであろう、だろろになっている話ばかりです、内容が。根拠が何もないと思います。

これは最後しか質問できませんでしたので、一番最後にお聞きしたんですが、これは採決は後で採られると思いますけど、いろんな思いとか考え方をお聞きしましたが、私自身納得いただく、こうやってなるほどなと思うようなお答えは何一つありません。客観的な事実に基づいてとか、そういった客観的な主観的な事実に基づいた話とか、証拠とか書類とか、データというものが示されればまた別ですけども……。

議長（高山由行君）

安藤議員、発言の途中で失礼ですが、あくまでも質疑でございますので、福井議員に質疑を行ってください。自分の意見、その他があれば、後の討論で時間を使ってでもやっていただきたい。いいですか。

5番（安藤信治君）

失礼しました。

議長（高山由行君）

3問目、3回目に行ってください。

5番（安藤信治君）

少なくともこの発議は、ただ単に不信任決議案を出すこと自体、これが目的で、結果は、これは否決になることが当然考えられるし、可決になるかも分かりません。ただ、提案者自身、こういった否決になること自体、覚悟の上で出されたものとしか私は受け取れませんが、提案者はこの思い、渡邊町長の不信任決議案の発議にどのように意味があるのか、意図があるのか、そういう意図があれば、この場で最後に伺いたいと思います。以上です。

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

思いは先ほどから述べていますように、このままこの町政を続けていけば、これは役場の職員もそうだと思いますけど、町民にとっても大変大きなマイナス、一日でも早くこの町政を変えることが一番大事だということを思っていますので、その思いで出しましたんで、どうかよろしくをお願いします。

〔「議長、最後」と呼ぶ者あり〕

議長（高山由行君）

認めません。

そのほか質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

谷口議員、討論の場で発言でよかったですか。

12番（谷口鈴男君）

結構です。

議長（高山由行君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方からの討論を許します。

〔挙手する者あり〕

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

長きにわたる質疑で、なかなか思うような答えも返ってきてはいないのかなあというところで、私も最初、この議案を見たときに疑問が2つ大きくあると先ほども言ったんですけど、そ

これについてさらに疑問になってしまったというのが率直な意見でして、こういうふうは無謀な計画だということを議案で書かれているのであれば、しっかりとデータで示して、そこについてしっかりと主観ではなくデータで示すことによって、我々も理解が深まるかなあというのもありましたし、この根拠というのがこの議案を支えるものであると思うんです。そのデータについて、なぜここで持ってこなかったのかというのが準備が足りないですよ。僕らを説得したいという正直意思が見えなかった。今までここに来るまでに、この決議に対して、あなたも賛成してくださいという交渉も何一つなく今日を迎えております。本当に町政を変えたいんですかという思いがすごくあります。結局この時期に出したということは、町長選も近づいておる、議員選挙も近づいておる、これはもう選挙対策だろうという疑念を晴らすには至りませんでした。いろいろ言いたいことはあるんですけども、長くなるとあれなんで、この辺で終わりますけど、とにかくしっかりと我々働かなきゃいけないという意思をしっかりと示していただきたい。以上です。反対です。ごめんなさい。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

私は、この原案に賛成の立場で話をさせていただきます。

今いろいろ質問が出ましたけれども、やっぱり適切なプロセスを経ないまま進めてきたということに対する、その強引な手法がやっぱり現在の町政の混乱と信用失墜をもたらしたものだと考えます。

先ほどから場所の選定とか、賛成してきたじゃないかといういろいろ意見がある中で、おまえたちも賛成してきただろうという意見のことに對してですけれども、私は当初から、この場所での耐震を一番最初から、耐震がいいという意見を出していました。その中で、新築という意見が多数を占めて新築移転という話になったんですけれども、新築移転となったときに、もう即、防災公園と、ホールと、児童館と、保育園がセットになっていたんですよ。そして、その中で、これはしっかりと議事録で確認したわけではありませんが、町長がお金のことはいいから、とにかく場所だけいい場所を選んでくれというふうに言われたのを記憶しています。そして今の新庁舎の予定地になったわけですが、そこで私は、途中で何度も総額について幾らになるかということをお尋ねしました。総額は答えられないということでは言えないということでした。そして、それはインフラ整備とかいろんなことにお金はかかるだろうという予想はしていましたが、総額は提示されなかったということです。そして、設計してみなければ幾らかかる

か分からないじゃないかということで、設計費等賛成してきたわけです。

78 億円という数字が前面に出ているわけですが、78 億円がなぜ 78 億円にこだわるかといいますと、やはりこれは御嵩町の年間一般会計予算に匹敵する予算に相当する金額だからということです。そして、なぜ 78 億円がいけないのかといいますと、これは新庁舎の新しくすることについてはいいと思うんですが、あの場所で造ることが、莫大な土地造成費がかかるわけですよ。そういったことがしっかり表に出ないまま、あの場所での話が進んでいってしまいました。そして、新庁舎予定地を買う段階になって、そこから反対をしたわけですが、それでも半数の可決があれば通っていってしまうわけですから、非常に強引な手法だというふうに言わざるを得ません。

それから、保育園、児童館、これはその場所でもう最初からセットになっていました。防災公園、ホール。ホールについてでも、一度もしっかりした議論、町民も交えての議論とか、しっかりした議論がなかったと思うんです。ですので、非常に熊本地震が起こったということで、あちらへ移転するという話が急上昇して話が進んできたわけですが、全てに納得できていないという状況です。

そして、ここに書いてあるように、やはりこういった混乱、町長のその強引な手法、これが今の町政への信用失墜を招いている。そして、なぜ不信任案かといいますと、もう議会で予算否決とか、もうそのレベルではないということを思いましたので、私も不信任案に賛成をしたわけです。

以上で賛成討論といたします。

議長（高山由行君）

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

3 番 奥村悟君。

3 番（奥村 悟君）

庁舎云々いろいろ言われましたけれども、それは置いておいて、私なりの見解を言わせていただきます。

私は、町長の不信任決議に反対の立場で討論をいたします。

渡邊公夫町長の過去 16 年間の実績を顧みて、環境モデル都市選定やこれまで誰もが成し遂げられなかった亜炭鉱跡対策事業の着手など、数を上げれば切りがありません。その評価は誰もが認めるところであります。

私が職員時代には、税務収納課長、まちづくり課長、建設部長を拝命し、それぞれの部署で難題がいろいろありましたが、その都度、町長からおまえに任せるからやってみろなどの確な

指示をいただき、気持ちよくやらせていただきました。そのかいがあつて難題にも立ち向かい、処理をできたことを今でも鮮明に覚えています。しかしながら、私が議員になってからの4年間は人の聞く耳を遠ざけ、自分独自の考えを優先した行動で近寄り難い存在でありました。実るほどこうべを垂れる稲穂かなではないですが、上に立つほど謙虚な人でなければいけないと思います。

町長はいつもぶれないと言われていますが、前にも言わせていただきましたが、真に強いリーダーはぶれないだけではなく、みんなを納得させられる人ではないでしょうか。不信任決議案の提案理由に町政への混乱、無用な公費の支出とありますが、何を捉えて混乱というのか分かりません。また、今までの公費の支出は、意思決定機関の議会として議員全員で予算を議決し、認めてきたではありませんか。議会は行政を批判、監視する機関で、議員はその議会を構成しています。したがって理由があれば批判、攻撃もあっていいのですが、それが目的ではなく、行政を合理的かつ効率的に行わせることが目的ではないでしょうか。実行されなければ意味がないのです。議員多数に支持され、執行部に実行させることに価値があるのです。したがって、批判や攻撃は必ずこれに代わる代案をもって、執行部の案が悪いのであれば、それに代わる実現性のある具体案を持たないといけません。町長の今までの言動や行動への道義的責任はあるとしても、職務上の政治的責任までを問うものではないと思います。

終わりに、ドイツの哲学者カール・ヤスパースは、ナチスドイツの戦争犯罪を扱った「戦争の罪を問う」の中で、罪を4つに分類しています。刑法上の罪、政治上の罪、道徳上の罪、刑事上の罪の4つであり、後ろに行くほど任意はあったとしても心が伝わってくるようなものでなければならないと思います。

何を言いたいかといいますと、法律上の罪は、それに基づいてきちんと罰せられなくてはいいませんが、道義的な罪は軽いものだと思いますが、その罪を被害者は果たして満足し、心が癒やされるのでしょうか。法的責任は反省しようが反省しまいが法律にのっとって罰せられ、罪は罪として受け入れなければならないのです。法的責任を果たすことと心からの反省は合致しません。被害者が加害者に求められるのは、心からの反省ではないでしょうか。

町長選挙もこの6月に控えて残り数か月余り、町長が再び選挙に出たとしても、そこで真の審判が下るわけです。なぜこの時期なのか疑問と言わざるを得ません。よって、この発議第2号は否決されることを希望し、反対討論といたします。以上です。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

6番 伏屋光幸君。

6 番（伏屋光幸君）

賛成者として一言発言させていただきます。

皆さん大変難しい話をされましたが、私は一言で言えば、先ほど原案提案の理由で説明したとおりであります。付け加えるとすることがあれば、皆さん御存じのように許可申請の県の審査が決まっていないのに見切り発進が多い、結果を他人のせいにする、また突然取下げ、15日に県より農転申請を取り下げると表明されました。その後どうなったのか情報を議員に何も言わない悪い癖があります。隠すことが役場庁内に、特に町長側近の執行部幹部にもあると私は思います。以上のことで、私は提案を賛成いたします。以上です。

議長（高山由行君）

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

反対の立場から討論させていただきます。

先ほど新年度予算に反対するだけではもう間に合わない、だから不信任案を出したという説明もありました。討論もありましたが、新年度予算に問題ありと考えられるなら、本来であれば修正動議を出すべきであって、何より今回の一般質問で進退についての質問があるので、それを待ってからの動議としての発議をすればよかったのではないのかなあというふうに考えます。

そして、何より私が言いたいことは、不信任案を出す前に議員としてやれること、やるべきことはまだまだあったと思います。可決させるために出す議案なのに可決への働きかけもありませんでした。可決への強い思いがあるとは到底思えません。よって、反対をいたします。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

先ほど質疑の中でいろいろなものの考え方、そしてお互いの立場の違い、これは明らかになってきて、非常に議論がされたかなあと思っております。

私は、今回の不信任決議案について賛成の立場から、なぜ賛成かということ述べていただきたいと思います。

まず、地方自治法の条文の中に、普通地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の条例、

予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく当該普通地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、これを執行する義務を負うと、こういう記載があると、これはもう基本原則であります。つまり議会の議決に基づかない事務は執行できないということを、これを明確に表現、これは地方自治の真髓であります。そこで、今日までの経緯を見ますと、紆余曲折はあるにしても、行政として決定した議会の議決を経ず強引にある部分進めてきた経緯があります。これがまず非常に残念であります。

それと、この庁舎建設の問題に関しては、議会の議決をすべき主なものというのはどういうものである。まず、これは基本的な都市計画決定、そしてこれは許可に関しては開発申請許可、それから位置を定める地方自治法第4条、位置条例、そして関連予算、予算規模、こういうものをきちっと議会で決定をしていく必要がある。ところが、まず一つずつ問題があると思えますけれども、まず位置条例は、部長のほうからもいつやるかという一般質問に対して回答をいただいております。それは、行政実例としての判断で、建築の財政の見通しが立った時期というのが一つの判断基準になっておりますけれども、これは行政実例はあくまでも、財源の見通しが立たない時期に制定することは適当ではない、こういう判断の下に、ある程度その必要な予算概要を明らかになった以降に提案するというのが適切であると、こういうのが行政実例でありますけれども、一番大事なのは、もう一つそこに賦課されておるのは何なのか。それぞれの町村、地方公共団体の実情に応じてその時期を判断すべきである、ここが一番大事なんですよ。これは特に、御嵩町の場合は全く新開地で計画を立てられました。ということは、新開地の移転が適切であるかどうか、まずそれが決定されないと事業計画、開発計画はできない。その辺のその前後のそごというのは、これは極めて大きな今日的な問題に転嫁してきてしまった、これが事実なんです。

それから、先ほど質疑の中で、県の農地転用許可申請に対して安藤議員がいろいろ言われました。ただ、一番大事なポイントというのは何であったかということ、農地法第5条第1項及び第2項について、県の農業委員会の判断として、町に対して位置条例の制定の可能性というのを問いかけてきました。これは、位置条例が将来的にある程度の可能性、実現可能性が県としては担保できない限りは、これは許可することはできないと、県はそういう態度なんです。それを安藤議員は、これは許可要件には該当しないという基本的な立場から論理構成をしておられます。しかし、県の判断は必要要件として考えております。したがって、今日まで県は態度を保留しながら、しかし、最終的にはもうこれ以上は延ばせないし、その間に相続の問題もありました。相続の問題もごく最近でしか解消されていない。そういうような問題も含めて、開発申請についての計画条項が2つ、大きな問題が並列的であって、最終的に県はこの判断を不許可にするか、それとも取り下げるか、いずれかの判断を町村に求めてきておるんじゃない

かというふうに僕は考えています。実際にどういう求め方をされたのか分かりませんが、この前、全員協議会の中で、活性化研究会の中で言われたのが、町は申請を取り下げますと。申請を取り下げるといことは、この計画を一旦停止ないしは白紙に戻しますと。改めて議論をし、そして今までの方向が正しかったかどうか一度よく行政側も検討しながら議会ともよく協議をして、住民の理解を得ながら改めて考え直したい、そして何とか将来的に事業化をしていきたいと、こういう方向の報告だったというふうに思います。

したがって、そういう経緯を踏まえれば、今日的な問題として、実はある程度その強引になされてきた行政運営に対して、決して好ましい状況ではないと同時に、関連事業として支出をしてきた、これは全く無駄金でも何でもありません。その調査費用だとか、それからバイパスの4車線化について、これはもう当然、我々が地元として要求していく問題でありますので、当然その一部が執行されたということについては、これはいいんです。

したがって、今日までに投資してきた6億何千万円というものについては、ある程度これは大きな事業をなすための準備基金みたいなもので、これを投資したから全てやらなきゃいけないというものではないんです。一番大事なのは予算を予算化し、議会に上程するだけの根拠が今ないんです。しかし、この令和5年度の予算計上に6億6,000万円の予算が計上されておる。そういうことが執行部としてふさわしいかどうか、そういうことの含めた中で、今回のこの不信任決議案の提出に賛同したわけでありまして、以上であります。

議長（高山由行君）

原案に反対の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

私は、不信任決議の案に対しまして、反対する思いをお話しさせていただきます。

谷口議員のように難しいことは言えませんが、今回のこの新庁舎建設というのは、生命を守る政策として急ぐべきものとして、議員全員の一致でこのバイパスエリアに決めて前へ進めてきました。ところが、その突然の反対がありまして、この全員で決めてきたことでありましたので、議会としては、私としては特別議決までスムーズにいくと考えておりました。しかし、この突然の反対がありまして、この計画が前へと進めなくなりました。

そのときに、なぜ今になって反対されるのかという質問をさせていただいたときにもお答えはありませんでした。今回出された町長不信任案の提出が目的であったのでしょうか。しかし、町政の混乱ということで町長に責任転嫁されておりますけれども、議会でのこの行動、議会の議員としての行動、そして議会で、これらについて合意形成に向けての話合いが何一つできて

いない現状がある、議会の混乱が町政の混乱に至っているということも考えられると私は思っております。そして、今回出されたこの提案理由の説明の際にも、福井議員は賛同していただきたいという言葉は一つもありませんでした。先ほどもほかの方も言われましたけれども、ここに至るまでに一言もお話をしましょうとか、私たちはこう思っていますから皆さん賛同してください、何とか全員で可決するように持っていきたいのですがというお話も一言もありませんでした。こういった議会では議会の働きができていとは思えませんので、今回の町長に対する不信任案には反対したいという思いでございます。以上です。

議長（高山由行君）

それでは、賛成の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、討論も終わりましたようで、これで討論を終わります。

これより発議第2号 渡邊公夫町長の不信任決議案について採決を行います。

町長の不信任の決議については、地方自治法第178条の規定により、議員数の3分の2以上の者が出席をし、その4分の3以上の者の同意を必要とします。出席議員数は現在11名であり、議員数の3分の2以上であります。また、その4分の3は9人であります。

本案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ただいまの起立者は4分の3に達しておりません。よって、発議第2号は否決されました。ここで町長 渡邊公夫君の入場を認めます。

〔町長 渡邊公夫君 入場・着席〕

ここで暫時休憩をいたします。予定再開時刻は午後1時とします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開いたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第7、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に提出されました議案第4号から議案第27号と発議第1号の25件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件 25 件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、人事案件について行います。

議案第 4 号 教育長の任命につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

教育長人事であります。

資料の 1 ページを御覧ください。

昨年この場で皆さんに議決をいただきましたが、基本的に前高木教育長の残任期間ということでありましたので、今回は任期 3 年の教育長として奥村恒也さんを皆さんに同意を求めます。

奥村教育長は、もうこの 1 年、御嵩町で活躍をしていただいていますので、おおむね見えてきているという方も多いかと思いますが、教育関係一筋に人生を送ってこられた方であります。外部の方からの評価、また教育者からの評価も非常に高く、最適任として昨年指名させていただきました。来年度から 3 年間の任期であります。議会の承認をよろしくお願いいたします。以上であります。

議長（高山由行君）

次に、当初予算について行います。

議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 5 号 令和 5 年度御嵩町一般会計予算について御説明いたします。

当初予算の主要なものは、町長の施政方針で、また主要な施策につきましては、既に各常任委員会協議会におきまして担当課より説明をしており、今定例会においても常任委員会に付託される予定でありますので、あまり重複しないよう、予算書と附属書類を中心に説明をさせていただきます。

それでは、予算書の青色ページをおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120 億 3,700 万円と定める規定をしています。

各款項ごとの予算額につきましては、2ページから8ページの第1表 歳入歳出予算により
ますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、それぞれの表で説明させていただきます。

第4条では、一時借入金の最高額は8億円とすること、第5条では、地方自治法第220条第
2項ただし書の規定に基づく歳出予算の流用に関する特例について規定しております。

それでは、9ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為です。

1件目の名鉄広見線対策事業は、広見線の収支改善等の事業について、令和6年度から令和
7年度まで、総額1,706万円の債務負担行為を設定するものです。

2件目の新庁舎等整備事業は、新庁舎等の整備に係る関連経費について、令和5年度から令
和8年度まで、総額49億円の債務負担行為を設定するものです。

3件目、環境基本計画改訂支援業務は、計画の改定について、年度をまたがった契約を予定
しているためのものです。

4件目の新庁舎等木材調達業務は、新庁舎等の整備に係る木材調達について、令和6年度ま
での契約を行うため債務負担行為となります。限度額は5,743万4,000円としています。

5件目の新庁舎等建設基盤整備事業は、新庁舎等の整備に係る造成工事等について、令和8
年度までの契約を行うための債務負担行為となります。限度額は14億9,200万円としていま
す。

最後に、公共下水道（雨水）整備事業では、令和5年度から令和7年度までの期間で、
9,190万円を設定しています。これは、計画の見直し等の業務について、年度をまたいだ契約
を予定しているものです。

以上6件が債務負担行為の説明となります。

10ページをお願いいたします。

第3表 地方債です。

令和5年度は全部で8件、合計では6億5,290万円の借入れを予定しております。

低公害車導入事業は、脱炭素社会の実現を推進するため、低公害車の導入に充てる地方債で
す。

庁舎整備事業は、新庁舎等に係る木材調達支援業務に充てるものです。

農業水利施設整備事業は、新庁舎周辺農業水利施設の施設整備工事費に充てるものです。

庁舎等造成事業は、新庁舎エリアの造成、排水路整備に発行するものです。

地方道路等整備事業は、上之郷142号線舗装補修、上之郷三反田・切木線の擁壁補修、道路

照明灯LED化事業に充てるものです。

河川改修事業は、井尻川、前沢川の改修事業に充てるものです。

最後の臨時財政対策債は6,000万円となっております。これは、国から示された地方財政計画で、臨財債の総額が大きく減と示されたことに伴いまして減額としたものです。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとなります。

11 ページから、歳入及び歳出の明細につきましては、この後、附属書類で説明いたしますので先に予算書の114ページをお願いいたします。

給与費明細書です。

特別職のうち、議員につきましては、定数12人で計上しているため、1人分増額としております。

115 ページには一般職を掲載、職員数欄の括弧書きの人数は、再任用職員の計数を表しています。その下の表ですが、職員手当の内訳、またページをめくっていただきまして116ページ、会計年度任用職員について、また117ページは給与等の増減額の明細、給料等の状況など、以下120ページまで人件費の明細を掲載しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

121 ページをお願いいたします。

継続費に関する調書となります。

財源内訳や各年度の支出額、支出見込額をお示しする調書となります。今後、事業量の増減により年割額の変更を行う場合は、その都度、補正予算として予算計上してまいります。

ページをめくっていただきまして、122、123 ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書です。

14 件の債務負担事業について、令和5年度以降の支出予定額をお示ししております。

124 ページをお願いいたします。

令和3年度から令和5年度までの地方債現在高見込みを表した調書になります。

令和5年度末の地方債の残高見込みは、右下の合計欄66億5,348万4,000円で、令和4年度末と比較し1億4,690万9,000円の増額となっております。

次に、令和5年度御嵩町歳入歳出予算附属書類に基づいて説明をさせていただきます。

附属書類、ピンク色の表紙をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

令和5年度会計別予算総括表です。

そのうち一般会計の予算総額は、再度となりますが、120億3,700万円、前年度比較で12億3,900万円の増、率にして11.5%の増となりました。

また、表の一番下、全ての会計を合わせました合計を御覧いただきますと、予算総額は184

億 1,020 万円、前年度と比較し 13 億 5,400 万円の増、率にして 7.9%の増となり、亜炭鉱跡防災対策事業費の増額が全体を引き上げております。

2 ページをお願いいたします。

一般会計歳入予算のうち、前年度予算と比較し、増減額の大きなものを中心に説明いたします。

款 01 町税は 24 億 6,762 万 8,000 円、対前年度では 2,853 万 8,000 円の増となっています。これは、企業業績の回復等による税収増を見込んでいるものです。

款 07 地方消費税交付金は、国が示す地方財政計画やこれまでの決算状況を踏まえ、3,500 万円の増額、4 億 1,500 万円。

款 11 地方交付税は、地方交付税 16 億 6,000 万円のうち、普通交付税は 15 億 6,000 万円を計上しました。これは、普通交付税の原資となる国税が大きく伸びることによるもので、地方財政計画に基づき予算を計上しているものです。

款 21 諸収入は、亜炭鉱跡対策事業助成金の増などにより、10 億 7,366 万 1,000 円増の 44 億 9,968 万 3,000 円となっています。

次の 3 ページが歳出比較表となります。

款 02 総務費は、新庁舎等整備事業に係る用地購入や木材調達、名鉄広見線対策事業の予算などに、前年度と比較し 1 億 2,117 万 7,000 円増の 13 億 8,688 万 3,000 円。

款 03 民生費は、障害者自立支援給付費 4 億円をはじめとする社会保障費のほか、保育環境の向上に係る予算など 3,783 万円増の 23 億 8,855 万 5,000 円。

款 06 農林水産業費は、新庁舎周辺の農業水利施設の工事費や再造林業務など、1 億 5,469 万 3,000 円増の 3 億 40 万 8,000 円。

款 08 土木費は、新庁舎等建設に係る造成工事費や道路インフラの維持補修工事費、河川改修工事費などに 2 億 8,516 万 3,000 円減の 11 億 2,124 万円。

款 09 消防費は、亜炭鉱跡対策事業、また特殊地下壕対策としての東濃高校グラウンド充填工事など、10 億 1,291 万 5,000 円増の 46 億 9,520 万 8,000 円。

款 10 教育費は、伏見小学校のトイレ改修工事に係る予算や給食の公会計化、小・中学校の維持工事費など、2 億 416 万 7,000 円増の 9 億 3,954 万円としています。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

令和 5 年度予算を会計別に節単位でまとめたものをお示しする内訳表となっております。

6 ページをお願いいたします。

公営企業会計につきまして、一般会計、特別会計の節別に準じた形で分類し、お示ししております。

次の7ページは、同じく各会計の歳出予算の財源内訳表となります。

ページをめくっていただきまして、8ページ以降12ページまで、一般会計の人件費等の明細表であり、備考欄には報酬の内容が載せてあります。

13ページをお願いいたします。

13ページは、過去10年の当初予算の規模の推移表となります。

14ページをお願いいたします。

実質公債費比率の推移に関する調査表となります。

次に、オレンジ色の表紙の資料ですが、事業別予算説明書です。一般会計の支出予算科目ごとに財源内訳、主な内容等を掲載しております。

また、黄色の表紙のものは主要施策の概要であり、各課、係別に主要な事業の概要を載せております。

以上、3件の附属書類に関し、大まかに説明をさせていただきましたが、いずれの書類も予算書の内容を補完する資料となります。後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第5号 令和5年度御嵩町一般会計予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 令和5年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 令和5年度御嵩町介護保険特別会計予算について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第6号、議案第7号、議案第8号、3件続けて御説明させていただきます。

初めに、議案第6号 令和5年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてです。

予算書の125ページを御覧ください。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,000万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、126ページから128ページの第1表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

129ページ、130ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算に比べ4,600万円の増額となっております。

明細について説明させていただきますので、129ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 国民健康保険税は 3 億 9,475 万 8,000 円、被保険者数の減少など、前年度より 1,887 万 6,000 円の減額となっております。

款 03 県支出金は、出産育児一時金、葬祭費を除いた保険給付費の全額が県から交付される保険給付費等交付金などで 17 億 3,166 万 1,000 円、保険給付費の見込み増など、前年度より 6,293 万円の増額となっております。

款 05 繰入金は、一般会計からの保険税軽減による保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金などで 1 億 2,946 万 3,000 円、保険基盤安定負担金の減額による繰入金の減額など、前年度より 565 万 2,000 円の減額となっております。

款 06 繰越金は、前年度の決算見込みにより 2,767 万 7,000 円、前年度より 776 万 4,000 円の増額となっております。

130 ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 総務費は、事務費、電算処理委託など 1,890 万 8,000 円、令和 4 年度にありましたシステム改修が令和 5 年度なくなりましたので、委託料の減額など、前年度より 57 万円の減額となっております。

款 02 保険給付費は、一般被保険者などの療養給付費、療養費、高額療養費など 16 億 9,517 万 5,000 円、療養給付費の見込み増、出産育児一時金の増額変更など、前年度より 5,989 万 1,000 円の増額となっております。

款 03 国民健康保険事業費納付金は、県によって算定された国民健康保険事業費納付金を県に納付するもので 5 億 2,346 万 6,000 円、前年度より 2,689 万 2,000 円の減額となっております。

款 04 保健事業費は、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸を図るための特定健診・特定保健指導などに係る事業費 3,137 万 9,000 円、特定保健診査等事業費の増額など、前年度より 120 万 1,000 円の増額となっております。

款 06 諸支出金は、国・県への償還金、保険税の還付金など 1,351 万 2,000 円、国・県への償還金を見込み、前年度より 1,071 万 2,000 円の増額となっております。

なお、予算書の 131 ページから 142 ページが歳入歳出の明細書、143 ページ、144 ページは人件費に関する明細書となっております。お目通しのほうをお願いいたします。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 50 ページから 52 ページまでが国民健康保険関係分となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 6 号 令和 5 年度御嵩町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号 令和 5 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を

させていただきます。

予算書の 145 ページを御覧ください。

第 1 条第 1 項で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,600 万円と定める規定をしております。

各款項ごとの予算額につきましては、146 ページから 147 ページの第 1 表 歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

149 ページ、150 ページは歳入歳出予算事項別明細書です。歳入歳出とも前年度当初予算と同額となっております。

明細について説明させていただきますので、149 ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 保険料は 1 億 9,125 万 8,000 円、軽減の見込みなどから、前年度より 396 万 5,000 円の減額となっております。

款 03 後期高齢者医療広域連合支出金は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診、訪問歯科検診の健診費に対する広域連合からの委託金で 691 万 2,000 円、前年度と同額となっております。

款 04 繰入金は、一般会計からの事務費、すこやか健診等保健事業費、保険基盤安定負担金などの広域連合への負担分に係る繰入金で 7,508 万 3,000 円、事務費繰入金の増額など、前年度より 382 万 6,000 円の増額となっております。

款 06 繰越金は、前年度の決算見込みにより 274 万 1,000 円、前年度より 19 万 2,000 円の増額となっております。

150 ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 総務費は、一般管理費と賦課徴収費で 321 万 7,000 円、保険証の郵送件数の減による通信運搬費の減額など、前年度より 76 万 4,000 円の減額となっております。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対する保険料や事務費などの負担金で 2 億 6,241 万 8,000 円、事務費負担金の増額など、前年度より 42 万 4,000 円の増額となっております。

款 03 保健事業費は、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診などに係る事業費などで 761 万 8,000 円、対象者の増による印刷費、通信運搬費の増額など、前年度より 20 万 1,000 円の増額となっております。

款 04 の諸支出金は、保険料などの還付金で 100 万 1,000 円となっております。

なお、予算書の 151 ページから 156 ページまでが明細書となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要つづり 53 ページに後期高齢者医療関係分がありますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 7 号 令和 5 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 8 号 令和 5 年度御嵩町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

予算書の 157 ページを御覧ください。

第 1 条第 1 項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 4,200 万円と定め、第 2 項で、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 670 万円と定める規定をしております。

158 ページを御覧ください。

保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計が 18 億 4,870 万円となります。

各事業勘定の各款項ごとの予算額につきましては、159 ページから 163 ページまでの第 1 表歳入歳出予算によりますので、お目通しをお願いいたします。

では初めに、保険事業勘定から説明させていただきます。

165 ページを御覧ください。

歳入になります。

款 01 保険料は 4 億 221 万 6,000 円、被保険者数の増などから、前年度より 397 万 9,000 円の増額となっております。

款 03 国庫支出金は、介護給付費の居宅分 20%、施設分 15%の国庫負担金と調整交付金、地域支援事業に係る交付金など、合わせて 3 億 8,415 万 6,000 円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より 789 万 9,000 円の増額となっております。

款 04 支払基金交付金は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料を財源とした介護給付費、地域支援事業費に係る交付金でございます。こちらは 27%で 4 億 6,183 万 1,000 円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より 1,254 万 4,000 円の増額となっております。

款 05 県支出金は、介護給付費の居宅分 12.5%、施設分 17.5%と地域支援事業交付金、合わせて 2 億 5,120 万 5,000 円、介護給付費、地域支援事業費の増額など、前年度より 710 万 1,000 円の増額となっております。

款 06 繰入金は、一般会計からの介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費繰入金など 2 億 7,455 万 8,000 円で、地域包括支援センター移転による事務の見直しに伴い、法定外分の地域支援事業繰入金の減額などがありましたので、前年度より 415 万 8,000 円の減額となっております。

款 08 繰越金は、前年度の決算見込みにより 6,713 万 7,000 円、前年度より 5,368 万円の増額となっております。

166 ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 総務費は、事務費や賦課徴収費、認定費など 2,192 万 2,000 円、認定審査会負担金の増額など、前年度より 306 万 5,000 円の増額となっております。

款 02 保険給付費は、訪問、通所などの居宅サービスや各種の施設サービス、介護予防などのサービス事業費、審査手数料などで 16 億 7,948 万 8,000 円、居宅介護サービス給付費の増額など、前年度より 4,490 万 9,000 円の増額となっております。

款 04 諸支出金は、前年度の介護保険事業の精算に伴う国支払基金、県への償還金と保険料の還付金で 3,050 万円。国支払基金、県への償還金について 1,000 万円ずつ見込んだことから、前年度より 2,900 万円の増額となっております。

款 05 地域支援事業費は、介護予防事業、包括的支援事業・任意事業など 1 億 48 万 7,000 円、総合事業対象者の増、日常生活用具給付費の増額など、前年度より 416 万 8,000 円の増額となっております。

なお、予算書の 167 ページから 179 ページまでが歳入歳出に係る明細書、180 ページから 185 ページまでが人件費に係る明細書、186 ページは債務負担行為に関する調書となっておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明をさせていただきます。

187 ページを御覧ください。

歳入です。

款 01 サービス収入ですが、要支援者、要支援認定者などの介護予防プランの作成による介護報酬のサービス収入 653 万 6,000 円、プランの作成件数増により、前年度より 4 万 2,000 円の増額となっております。

款 03 繰越金につきましては、前年度の決算見込みにより 15 万 2,000 円、4 万 2,000 円の減額となっております。

188 ページを御覧ください。

歳出です。

款 01 事業費は、介護予防プラン作成などのための居宅介護支援事業費 316 万 5,000 円、管理用の地図システム導入による増額、会計年度任用職員報酬の減額など、前年度より 63 万 6,000 円の減額となっております。

款 02 諸支出費は、保険事業勘定への繰出金 337 万 1,000 円、前年度より 67 万 8,000 円の増

額となっております。

なお、予算書の 189 ページ、190 ページが歳入歳出に係る明細書、191 ページが人件費に係る明細書となっております。

また、歳入歳出予算の附属書類につきましては、主要施策の概要 54 ページから 57 ページまでが介護保険の関係分となっておりますので、後ほどお目通しをよろしくお願いたします。

以上で、議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、3 件の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 9 号 令和 5 年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第 10 号 令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算について、以上 2 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

上下水道課長 可児英治君。

上下水道課長（可児英治君）

それでは、事業会計の当初予算、2 議案について御説明いたします。

初めに、議案第 9 号 令和 5 年度御嵩町水道事業会計予算です。

予算書の 193 ページをお願いいたします。

まず第 1 条は予算の総則、第 2 条で業務の予定量を規定しています。1. 給水件数は 6,640 件、2. 年間総給水量は 232 万立方メートル、3. 1 日平均給水量は 6,356 立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き送配水管及び施設改良事業並びに新庁舎等整備関連事業を実施いたします。

次の 194 ページをお願いいたします。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第 1 款で水道事業収益、費用ともに 6 億 4,000 万円を計上いたしました。

次の 195 ページ、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第 1 款で資本的収入 1 億 300 万円、資本的支出 2 億 3,900 万円を計上いたしました。

なお、第 4 条本文中、括弧書きでは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 3,600 万円の補填財源について記載しております。

次の 196 ページでは、第 5 条から第 8 条において、一時借入金の限度額などを定めております。

1 枚おめくりいただき、ピンク色の表紙、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の 197 ページからは予算実施計画、200 ページからは給与費明細書となっております。

205 ページからは令和5年度予定貸借対照表と注記を、210 ページからは令和4年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、217 ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款1水道事業収益は6億4,000万円です。主な収入として、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料4億8,500万円のほか、項2営業外収益、目2長期前受金戻入1億3,450万円などを計上しております。

次の218ページからの支出です。

款1の水道事業費用は6億4,000万円で、主な支出は、項1営業費用、目1原水及び浄水費、節31受水費2億4,400万円のほか、目2配水及び給水費、節22委託料は2,658万3,000円、ページが飛びまして220ページ、目5の減価償却費2億3,200万円などを計上しています。

次の221ページからは資本的収入及び支出です。

収入の款1資本的収入は1億300万円で、主な収入として、項1出資金は、新庁舎等整備関連事業の一般会計からの出資金6,000万円、項2の負担金は、給水申込みや一般会計からの負担金など3,650万円、項3の補助金は、水道施設等耐震化事業に対する県補助金650万円を計上しております。

次に、支出の款1資本的支出は2億3,900万円です。主な支出として、項1建設改良費、目2建設改良事業費、節12工事請負費は、送配水管及び施設改良工事費など1億9,067万7,000円。次の222ページ、節22の委託料は、水道施設の設計業務委託料で1,478万円、項2償還金は、企業債元金の償還金で1,254万5,000円を計上しております。

次の223ページをお願いします。

令和5年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は425万5,000円を見込んでおります。

これで令和5年度御嵩町水道事業会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第10号 令和5年度御嵩町下水道事業会計予算について御説明いたします。

それでは、予算書の225ページをお願いいたします。

まず第1条は、予算の総則、第2条で業務の予定量を規定しています。1. 排水件数は4,260件、2. 年間排水量は176万1,000立方メートル、3. 1日平均排水量は4,825立方メートルを見込んでおります。4. 主な建設改良事業としまして、引き続き新庁舎等整備関連事業、未普及対策整備事業、老朽管対策改築事業を実施いたします。

次の 226 ページをお願いいたします。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ第 1 款で下水道事業収益 6 億 3,310 万円、下水道事業費用 5 億 8,500 万円を計上いたしました。

次の 227 ページ、第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、それぞれ第 1 款で資本的収入 2 億 940 万円、資本的支出 4 億 9,450 万円を計上いたしました。

なお、第 4 条本文中、括弧書きでは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 8,510 万円の補填財源について記載しております。

次の 228 ページをお願いいたします。

第 5 条の表中、企業債の目的は、公共下水道建設事業及び流域下水道事業負担金で、限度額は合わせて 4,330 万円と定めております。

なお、起債の方法などにつきましては表のとおりでございます。

続いて、第 6 条から次のページ、第 10 条にかけては、一時借入金の限度額などを定めております。

1 枚おめくりいただき、ピンク色の表紙、予算説明書となります。

説明は割愛させていただきますが、次の 231 ページからは予算実施計画、233 ページからは給与費明細書となっております。

238 ページからは令和 5 年度予定貸借対照表と注記を、243 ページからは令和 4 年度予定貸借対照表及び予定損益計算書並びに注記となっております。

それでは、250 ページ、予算実施計画明細書を御説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出を記載しております。

収入の款 1 下水道事業収益は 6 億 3,310 万円です。主な収入として、項 1 営業収益、目 1 下水道使用料 2 億 600 万円。項 2 営業外収益、目 2 他会計負担金は一般会計からの負担金 2 億 4,561 万 8,000 円、目 3 の他会計補助金は一般会計からの補助金 6,848 万 2,000 円、目 4 の長期前受金戻入 1 億 73 万 8,000 円などを計上しております。

次の 251 ページからは支出です。

款 1 の下水道事業費用は 5 億 8,500 万円で、主な支出として、項 1 営業費用、目 1 管渠費、節 22 委託料は、施設管理監視委託料など 2,005 万 3,000 円。次の 252 ページ、目 4 流域下水道維持管理負担金は 1 億 850 万円、目 5 の減価償却費は 3 億 3,416 万 2,000 円、項 2 の営業外費用は、企業債の支払利息など 6,611 万 8,000 円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出です。

収入の款 1 資本的収入は 2 億 940 万円で、主な収入として、項 1 の企業債は公共下水道事業債など 4,330 万円。次の 253 ページ、項 2 の出資金は一般会計からの出資金で 1 億 4,649 万

7,000 円、項 3 の他会計補助金は一般会計からの補助金 1,340 万 3,000 円、項 4 の補助金は国庫補助金で 200 万円を計上しております。

次に、支出の款 1 資本的支出は 4 億 9,450 万円です。項 1 建設改良費、目 1 下水道施設費、節 31 工事請負費は、新庁舎等整備関連下水道布設工事費など 5,250 万 9,000 円、項 2 の償還金は、企業債元金の償還金 3 億 9,845 万 3,000 円を計上しております。

次の 254 ページをお願いいたします。

令和 5 年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

I. 業務活動によるキャッシュ・フローの最初に記載しております当年度純利益は 4,994 万 5,000 円を見込んでおります。

これで、令和 5 年度御嵩町下水道事業会計予算の説明を終わります。

以上、事業会計の当初予算 2 議案について御説明させていただきました。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

次に、補正予算について行います。

議案第 11 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第 11 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）について御説明いたします。

補正予算書つづり、ピンク色の表紙をおめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は年度末の補正であり、事業費の確定、今後の収入、支出の見込みの精査などによる増額、または減額補正が主なものとなっております。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算の総額に 14 億 5,958 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 100 億 749 万 8,000 円とする旨規定しています。

第 2 条では継続費の補正を、第 3 条では繰越明許費の補正を、第 4 条では地方債の補正について規定しております。

それでは 6 ページをお願いいたします。

第 2 表 継続費補正です。

南海トラフ巨大地震に備えた亜炭鉱跡対策事業において、令和 4 年度事業費精算見込額による令和 4 年度年割額の補正、また令和 5 年及び 6 年度の支払見込額に伴う補正をしております。

7 ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費補正です。

1 件の変更と3 件の追加の繰越明許費を設定させていただきます。

変更の道路維持事業では、1 億 1,424 万円から 1,698 万円減額し、9,726 万円とするものです。国の交付金内示額に伴い、歳出予算額を減額したことに伴う明許額の変更です。

追加の庁用自動車購入業務では、繰越限度額を 640 万 4,000 円としています。これは、昨今の社会情勢等により年度内の納車が見込めないため繰り越すものです。

次の2. 鬼岩ドライブイン公衆トイレ改修負担金は、繰越限度額を 792 万円としています。これは、国の補正予算による補助金内示を受け、瑞浪市が実施する改修事業への負担金ですが、国が繰越しすることに伴い設定するものです。

次の排水新設改良事業は、繰越限度額を 3,174 万円としています。これは、地元協議に日数を要しており、年度内完了が見込めないため繰り越すものです。

8 ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正です。

3 件の変更をお願いいたします。いずれも事業費の確定などにより、今回の補正で減額する歳出予算に基づき、表右側の補正後限度額に変更しています。

低公害車導入事業は限度額を 90 万円減の 590 万円、地方道路等整備事業は限度額を 3,300 万円減の 7,030 万円、河川改修事業は限度額を 330 万円減の 5,630 万円。

いずれの起債につきましても、起債の方法、利率、償還方法に変更はございません。

次に、歳入歳出の補正について御説明いたします。

なお、事業の確定、精査による増減については省略させていただき、主なものについて御説明させていただきます。

12 ページをお願いいたします。

款 11 地方交付税、目 01 地方交付税は、再算定による追加交付分 4,346 万 3,000 円の増額です。

13 ページをお願いいたします。

款 16 県支出金、目 01 民生費県負担金は、各負担金の交付決定に伴う増減により 532 万 6,000 円の増額です。

15 ページをお願いいたします。

款 17 財産収入、目 02 利子及び配当金は、収入実績に基づく 120 万 8,000 円の増額。

款 18 寄附金、目 01 指定寄附金は、東濃信用金庫からの指定寄附金 100 万円の増額とふるさとみたく応援寄附金決算見込みによる 1,000 万円の減額です。

16 ページをお願いいたします。

款 19 繰入金、目 01 財政調整基金繰入金は、補正に伴う財源調整となります。

款 21 諸収入、目 05 雑入、節 07 消防費雑入のうち、消防施設移転用地調査設計業務負担金 988 万 9,000 円の皆減は、事業停止によるものです。

款 22 の町債は、第 4 表で御説明したとおりとなります。

続きまして、歳出です。

18 ページをお願いいたします。

一番下の目 16 基金費で 730 万 8,000 円減額しています。財政調整基金利子積立金等で増額しているほか、ふるさと応援基金積立金では 1,000 万円の歳入減額補正分を積立てから減額するものとなっております。福祉向上基金は、東濃信用金庫様から御寄附いただいた 100 万円を積み立てるものです。

20 ページをお願いいたします。

款 03 民生費、目 02 国民年金事務等取扱費、節 27 繰出金、基盤安定繰出金 1,049 万円は、交付決定に伴う増額です。

目 06 福祉医療費、節 19 扶助費 550 万円は、医療費助成見込みによる増額。

23 ページをお願いいたします。

款 06 農林水産業費、目 01 農業委員会費、節 01 報酬 117 万円は、最適化交付金の確定による報酬上乘せ分の増額です。

24 ページをお願いいたします。

款 07 商工費、目 03 観光費、節 18 負担金、補助及び交付金、公衆トイレ改修負担金 792 万円は、鬼岩ドライブイン公衆トイレの改修、瑞浪市への負担金です。

25 ページをお願いいたします。

款 08 土木費、目 02 道路維持費、節 10 需用費の消耗品費 100 万円は、降雪等に伴う融雪剤の購入経費の増額、修繕料 90 万円は、道路修繕対応規模の増による増額、節 13 使用料及び賃借料は、降雪等に伴う除雪機借上料の増額です。

目 04 橋梁維持費、節 12 委託料は、木屋洞橋補修に係る P C B 廃棄のための処分委託料です。

26 ページをお願いいたします。

一番下、款 09 消防費、目 01 非常備消防費では 573 万 1,000 円を減額しています。

節 01 報酬の消防団員報酬では、各種訓練、式典等の縮小、出勤実績を踏まえた不用額 455 万 6,000 円の減額となります。

27 ページをお願いいたします。

目 03 消防施設費、節 12 委託料 988 万 9,000 円の減額は、可茂消防御嵩分署の移転事業停止

に伴う皆減となります。

節 16 公有財産購入費 2,450 万円は、可茂消防御嵩分署移転事業停止及び契約期間満了に伴うこれまでに完了した事業費を岐阜県土地開発公社に対して支出するものであります。

以降 29 ページまで決算見込み等による減額となっております。

なお、30 ページには特別職の給与費明細書を、31 ページには一般職の給与費明細書、32 ページには継続費の調書、33 ページには地方債の年度末現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 11 号 令和 4 年度御嵩町一般会計補正予算（第 8 号）についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、3 件続けて御説明をさせていただきます。

初めに、議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の黄色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,344 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 23 億 54 万 2,000 円とするものです。

明細について説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 03 県支出金、項 01 県負担金・補助金は交付決定によるもので、目 01 保険給付費等交付金は 316 万 6,000 円の増額、目 02 国庫負担金減額措置対策費補助金は 21 万 3,000 円の減額、款全体では 295 万 3,000 円の増額となります。

款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金、目 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金額の確定により 1,049 万円の増額となります。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 03 国民健康保険事業費納付金、項 01 医療給付費分、その下、項 02 後期高齢者支援金等分、またその下、項 03 介護納付金分は、歳入の補正に伴う財源内訳の変更となります。

6 ページをお願いいたします。

款 04 保健事業費、項 02 特定健康診査等事業費は、特定健診件数の見込みにより 300 万円の減額となります。

款 05 基金積立金は、歳入歳出調整として 1,644 万 3,000 円の増額となります。

以上で、議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中の薄紫色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から 361 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,593 万 5,000 円とするものです。

明細について説明をさせていただきますので、4 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 04 繰入金、項 01 一般会計繰入金は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金額の確定により 361 万 4,000 円の減額となります。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 02 後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の交付決定に伴う繰入金額を納付するもので、繰入金額の確定により 361 万 4,000 円の減額となります。

以上で、議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

続きまして、議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について説明をさせていただきます。

補正予算書つづりの中のオレンジ色の表紙をめくっていただき、1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 211 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 7,843 万円とするものです。

なお、今回は、介護サービス事業勘定については補正はございません。

それでは、明細について説明をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

歳入です。

款 03 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 介護給付費負担金は、負担金額確定による 18 万 2,000 円の増額。

項 02 国庫補助金、目 01 調整交付金は、交付率減による 993 万 4,000 円の減額、目 02、介護予防事業分の地域支援事業交付金は、交付金上限額増額による 13 万 8,000 円の増額、目 03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は、交付金対象事業費の増額による 95 万 5,000 円の増額。

目 04 保険者機能強化推進交付金と目 05 介護保険保険者努力支援交付金は交付金額確定によるもので、目 04 保険者機能強化推進交付金が 227 万 6,000 円の増額、目 05 介護保険保険者努力支援交付金が 248 万円の増額。項全体では 408 万 5,000 円の減額となります。

款 04 支払基金交付金、項 01 支払基金交付金、目 01 介護給付費交付金は、交付金額確定による 27 万円の増額、目 02 地域支援事業交付金は、交付金上限額増額による 15 万 6,000 円の増額、款全体では 42 万 6,000 円の増額となります。

6 ページをお願いいたします。

款 05 県支出金、項 01 県負担金は、負担金額確定による 14 万 2,000 円の増額、項 02 県補助金、目 01、介護予防事業分の地域支援事業交付金は、交付金上限額増額により 7 万 2,000 円の増額、目 02、包括的支援・任意事業分の地域支援事業交付金は、交付金対象事業費の増額による 47 万 7,000 円の増額。項全体では 54 万 9,000 円の増額となります。

款 06 繰入金、項 01 一般会計繰入金、目 01 介護給付費繰入金は、繰入金額確定による 12 万 5,000 円の増額、目 02、介護予防事業分の地域支援事業繰入金は、交付金上限額増額による 7 万 2,000 円の増額、目 03、包括的支援・任意事業分の地域支援事業繰入金は、交付金対象事業費の増額による 47 万 7,000 円の増額。款全体では 67 万 4,000 円の増額となります。

7 ページをお願いいたします。

歳出です。

款 02 保険給付費、項 01 保険給付費、その下、項 02 その他諸費、もう一つその下、項 03 高額介護サービス費は、介護給付費負担金調整交付金額決定に伴う財源内訳の変更となります。

款 05 地域支援事業費、項 01 介護予防・日常生活支援総合事業費、目 01 介護予防・日常生活支援総合事業は、保険者機能強化推進交付金など、交付金額確定に伴う財源内訳の変更となります。

目 02 一般介護予防事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による報償費の見込み、防災コミュニティセンター筋トレマシンの修繕費 2 万円の増額により、8 ページになりますが、合

わせて46万8,000円の減額となります。

款05地域支援事業費、項02包括的支援事業・任意事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響による報償費の見込み、主任介護支援専門員出向負担金の見込みなどにより96万6,000円の減額となります。

以上で、議案第12号、議案第13号、議案第14号、3件の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩とします。再開予定時刻は2時25分とします。

午後2時12分 休憩

午後2時25分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

これより、条例、その他の関係について行います。

議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について、議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第21号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について、以上5件について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

それでは、議案第15号 御嵩町個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。条例案は議案つづりの6ページのとおりとなりますが、資料にて御説明しますので、資料つづりの2ページをお願いいたします。

今回の条例の趣旨としましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該法律の規定により、地方公共団体に委任されていた事項を定める条例を制定するものです。

個人情報保護制度については、国の機関、独立行政法人、民間事業者、地方公共団体等がそれぞれを対象とする法律や条例等の規定により運用しておりましたが、今回の法改正により、個人情報の取扱いが当該法律に基づく統一ルールに一本化されたことになったため、現在の御嵩町個人情報保護条例を廃止し、改正法で地方公共団体に委任された事項等について規定する

新条例を定めるものです。

実施機関では、これまでの条例では、議会も実施機関に入っておりましたが、個人情報保護法では、議会は実施機関の対象外となっています。

開示請求に係る手数料は従来どおり無料、ただしコピー代といった写しの作成及び郵便料金といった送付に要する費用については、請求者が負担するものとして規定しています。

審査会への諮問は、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要な場合に御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができるように規定しています。

施行日は令和5年4月1日です。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第16号 御嵩町行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

こちらも条例案は議案つづり8ページのとおりですが、資料にて御説明します。資料つづりの3ページをお願いいたします。

今回の改正は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、現行の御嵩町個人情報保護条例を廃止し、新たに御嵩町個人情報保護法施行条例等を制定することに伴い、本町の関係条例を改正するものです。

これまで本条例内で廃止される御嵩町個人情報保護条例の規定を引用していた部分について、個人情報の保護に関する法律並びに新たに制定する御嵩町個人情報保護法施行条例及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の規定を引用するよう改正するものです。また、その他所要の改正については、字句の改正等を行うものです。

施行日は令和5年4月1日となっております。

4ページからは新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号 御嵩町議会議員及び御嵩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。

こちらも資料つづりで御説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員及び町長の選挙においても、選挙公営制度の導入が可能とされたため、本条例を制定し、公費負担の要件等を定めるものです。

条例制定を行う理由ですが、町村における立候補環境を改善するため、これまで都道府県と市のみを対象としていた選挙公営制度を条例で定めることにより、町村も同様に対象とするこ

とが可能になったものです。具体的には、これまで町長選挙のみ法で規制されていました供託金及びその没収点ですが、町議会議員についても追加となりました。

次に、公費負担の対象となる選挙運動についてですが、条例では、選挙運動用の自動車、ポスター、ビラについて公営の対象とします。

なお、それぞれの選挙運動における公費負担の上限額については、法で認められた上限額の2分の1程度としております。これは、過去の町長、町議会議員選挙での実績や議会からの要望書の内容を踏まえまして上限額を設定したものです。

まず、選挙用自動車の公費負担についてですが、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について、それぞれ事業者等と個別に契約した場合を対象とします。車の借入れから運転手、燃料供給までを一括契約したいわゆるハイヤー方式での契約をした場合は対象となりません。1日当たりのそれぞれの限度額は、表に記載しているとおりとなります。

9ページをお願いいたします。

選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成についてですが、こちらの表のとおり、単価上限、作成枚数の上限、1人当たりの限度額を設定しています。

条例の施行日は公布の日からとし、この条例の公布日以後の選挙から適用することとしています。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

続きまして、議案第21号 御嵩町基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

こちら資料つづり17ページをお願いいたします。

御嵩町が保有する公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担の軽減及び平準化を図るため、公共施設等の整備、更新、改修、維持修繕及び除却等に要する経費の財源として積み立てる公共施設等総合管理基金を創設するものです。

基金の名称は公共施設等総合管理基金、設置目的は公共施設等の整備、更新、改修、維持修繕及び除却等に要する経費の財源に充てるため、積立額は当該年度の一般会計の歳入歳出予算で定める額、処分は公共施設等の整備、更新、改修、維持修繕及び除却等、設置目的に適合する経費に充てる場合に取り崩すことができるものとします。

施行日は令和5年4月1日となります。

18ページに新旧対照表をおつけしておりますので、後ほどのお目通しをお願いいたします。以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第27号 可茂消防事務組合規約の変更に関する協議について御説明させていただきます。

こちら資料つづり 41 ページの新旧対照表のほうを御覧ください。

まず、変更内容の説明に入る前に、本規約を上程する理由ですが、地方自治法第 286 条第 1 項では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により定めと規定されております。また、同法第 290 条では、当該変更は、関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないこととされているためであります。

それでは、今回の規約の変更の主な内容ですが、まず第 4 条に記載されていますように、事務所の位置の表示を変更しています。これは、可茂消防事務組合が業務で使用する事務所の位置を住居表示としていますが、本規約は地番表示としていたため、主に使用する住居表示に変更するものです。

次に、第 5 条ですが、第 2 項において、市町村長や議会の代表者、いわゆる議長に事故などがあった場合、それに代わる者、いわゆる職務代理者も議員として組合議会に出席できるよう、根拠条文を明記したものになります。

そして、第 10 条ですが、消防組織法第 15 条の規定に基づき、職員の任命系統を明確にするための変更を行ったものです。

主な変更内容は以上となります。

その他文言の修正など、所要の変更を行っております。

以上で、議案第 27 号の説明を終わります。

以上 5 件の条例について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 18 号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について、以上 2 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

議案第 18 号 御嵩町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 13 ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり 10 ページを御覧ください。

改正趣旨は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、岐阜県市町村職員退職手当組合の募集対象職員の年齢の改正に伴い、条例改正するものです。

概要は、募集対象となる職員の年齢改正で、募集対象となる職員の年齢を定年から 20 年減じた年齢とするものであります。

施行日は令和5年4月1日。

経過措置としまして、当分の間、募集対象の開始となる年齢を現行制度と同じにするため、附則において経過措置を設けるものです。端的に言えば、定年が段階的に延長されても、今と同様、45歳から対象とするものであります。

次の11ページに新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しください。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

議案第19号 御嵩町職員の降給に関する条例の制定について御説明いたします。

条例案は議案つづり14ページ、15ページになりますが、資料にて御説明いたしますので、資料つづり12ページを御覧ください。

改正趣旨は、先ほどの議案第18号と同様、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が60歳から段階的に65歳まで引き上げることに伴い、条例を制定するものであります。

概要は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年により60歳となった管理監督職を降任させることにより降給が生じることから、地方公務員法の規定により条例で定める必要があるため、国家公務員に準じた基準を制定するものであります。

1. 降給の種類について規定します。降格、職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更すること。降号、号級を下位の号級に変更すること。

2. 役職定年による降任のほか降格の事由について規定します。勤務実態不良の場合、心身故障の場合等でございます。

3. 降号の事由について規定します。職務遂行は可能だが、指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績がよくない状態が改善されない場合。

施行日は令和5年4月1日であります。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第20号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件、朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、議案第20号、第26号を続けて説明させていただきます。

初めに、議案第20号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書つづりは 16 ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの 13 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和 5 年 2 月 1 日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、関係する条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額を 20 万円から 22 万円に、国民健康保険税の減額に係る所得基準額について、5 割軽減を 28 万 5,000 円から 29 万円に、2 割軽減を 52 万円から 53 万 5,000 円にそれぞれの増額と所要の改正でございます。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日。

適用区分といたしまして、この条例による改正後の御嵩町国民健康保険税条例の規定につきましては、令和 5 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用しまして、令和 4 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によります。

資料の 14 ページから 16 ページにかけて新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、議案第 20 号について説明を終わります。

続きまして、議案第 26 号 御嵩町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案書つづりは 25 ページになりますが、資料つづりにて説明させていただきますので、資料つづりの 39 ページをお願いいたします。

改正の趣旨でございますが、令和 5 年 2 月 1 日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の支給額の見直しが行われたことから条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、出産育児一時金を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に増額いたします。また、今回の出産育児一時金の増額につきましては、全世代で子育て、子供支援をしていくという視点から、後期高齢者も支援していくということで、さきに説明させていただきました国民健康保険税の後期高齢者支援金分の一部も充てていくこととなります。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日。

経過措置といたしまして、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金につきましては、従前の例によります。

資料の 40 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをよろしく願いいたします。

以上で、議案第 20 号、第 26 号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（高山由行君）

議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

教育参事 筒井幹次君。

教育参事兼学校教育課長（筒井幹次君）

それでは、議案第 22 号 御嵩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案つづりは 18 ページですが、詳細は議案資料で説明いたしますので、資料つづりの 19 ページをお願いいたします。

改正の趣旨としては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴う所要の改正です。

概要として以下の 4 つの条項を追加するものです。

まず 1 点目として、安全計画の策定等の義務化です。具体的には、安全計画の策定と職員に対する研修及び訓練の実施、また保護者に対し、安全計画の取組内容について周知することなどが含まれています。

2 つ目に、自動車を運行する場合の利用者の所在の確認の義務化です。現状、児童クラブにおいて自動車を運行する予定はございませんが、将来的に必要な場合の遵守事項として定めるものです。

3 つ目に、業務継続計画の策定等の努力義務化です。具体的には、業務継続計画の策定と職員に対する研修及び訓練の実施の努力義務化です。

4 つ目は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化です。定期的な職員に対する研修及び訓練を実施するよう努めるものとしております。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日です。

次の 20、21 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 23 号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上 3 件について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 日比野浩士君。

福祉課長（日比野浩士君）

議案第 23 号 御嵩町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 20 ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり 22 ページをお開きください。

改正の趣旨は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 33 条の規定による子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれを改正するものです。

改正の内容は、本条例第 1 条及び第 2 条において、子ども・子育て支援法の参照先が「第 77 条第 1 項」であったものを同法「第 72 条第 1 項」に改めます。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日とします。

23 ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので御確認ください。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 24 号 御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 21 ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり 24 ページをお開きください。

改正の趣旨は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、必要な改正をするものです。

改正の概要は、安全計画の策定等を義務化すること、自動車を運行する場合の所在確認を義務化すること、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準を緩和すること、懲戒権を削除すること、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化すること、以上の 5 項目を規定することです。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日とします。

ただし、13 条の改正規定については、民法の該当条項の改正が施行済みのため、公布の日とします。

25 ページから 27 ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので御確認ください。

以上で、議案第 24 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 25 号 御嵩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりは 23 ページですが、説明は資料にて行いますので、資料つづり 28 ページをお開きください。

改正の趣旨は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第 33 条の規定による子ども・子育て支援法の改正に伴う条ずれ及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正をするものです。

改正の内容は、本条例中、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号を参照していたものを、同法の改正により同条の項立てがなくなったため、第 19 条各号を参照するように改めること、民法の改正により懲戒権を削除すること、以上の 2 点です。

施行日は令和 5 年 4 月 1 日とします。

ただし、第 26 条の改正規定については、民法の該当条項の改正が施行済みのため、公布の日とします。

29 ページから 38 ページに条例改正に伴う新旧対照表を掲載しておりますので御確認ください。

以上で、議案第 25 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

それでは、発議第 1 号 御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案つづりは 27 ページ、資料つづりは 43 ページでございます。

御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例を次のとおり提出する。令和 5 年 2 月 28 日提出、提出者、御嵩町議会議員 谷口鈴男。賛成者、御嵩町議会議員 清水亮太、同じく岡本隆子、同じく安藤信治。

国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、町の執行機関は、改正後の個人情報の保護に関する法律が直接適用されますが、議会は、自律的な対応の下、個人情報の保護が図られることが望ましいことから、改正案が定める規律の適用対象から除外されることになりました。しかしながら、現行の御嵩町個人情報保護条例では、議会は条例の実施機関に含まれておりますので、引き続き、条例等により自律的な措置を講ずることが必要と考えられるため、御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例を制定することになりました。

この条例の制定の趣旨ですが、御嵩町議会における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利

益を保護するというものであります。

条例の概要ですが、この条例は、第1章から第6章までで成り立っております。

第1章は総則で、条例の目的、定義、議会の責務についての規定でございます。

第2章は、個人情報等の取扱いについてで、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示等について規定しております。

第3章は、議会が保有している個人情報ファイルについての規定でございます。

第4章は、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等についての規定でございます。

第5章は雑則で、未整理の保有個人情報に関する適用除外や開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理等について規定しております。

第6章は罰則で、職員、委託事務に従事する者等は、正当な理由なく個人情報を提供した場合、不正な利益を図る目的で提供または盗用した場合等の罰則を規定しております。

施行期日は、令和5年4月1日としております。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上で終わります。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は15時15分とします。

午後2時59分 休憩

午後3時15分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第8、議案の審議及び採決を行います。

議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

教育長 奥村恒也君は退席をお願いします。

〔教育長 奥村恒也君 退場〕

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号 教育長の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり同意されました。

ここで、教育長 奥村恒也君の入場を認めます。

〔教育長 奥村恒也君 入場・着席〕

議長（高山由行君）

議案第11号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

27ページの節16 公有財産購入費2,450万円についてお伺いいたします。

これは説明は受けましたけれども、可茂消防組合のほうが確実にこの土地を買い取ってくれるという確約ですね、これは新聞報道によりますと、町の担当者は計画が再開された際に費用を改めて負担するよう可茂消防に文書の提出を求めていると語ると書いてありますけれども、この文書ですが、手元にありますでしょうか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの岡本議員の御質問についてお答えいたします。

文書としては、こちらのほうには頂いている状況ではございません。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

これは、口約束だけでは、確実にこれを買って取ってくれるという確証がないですね。そして、この報道によれば、組合幹部は事業が今停止状態だと思うんですが、理由について、追加工事にはコストがかかる、予定地選定の経緯も含め住民の理解が得られるかどうかと話しているとありますし、その後の組合管理者のほうから、今後再検証し、組合議員の納得の上で進めたいというふうに書いてありますけれども、こういった状況から、確実にこの土地を組合が買って取ってくれるという現段階で確実な保証が得られていないと思うんですが、その辺りどう考えるかということと、もしこれを御嵩町がお金を出して買って取ってくれなかった場合に、責任の所在というのはどこにあるのか教えてください。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの岡本議員の御質問についてお答えいたします。

確実という、書面的なものは頂いておりませんが、あくまでもこの可茂管内におきましては、造成まで全て終わったところで土地を提供し、可茂消防が上物を建てるというルールに基づいて、これまで管内の分署建設については進めてきておりますので、可茂消防におきましては、最終的に場所が例えば変更になるということもあるかもしれませんが、これまでに至った経緯につきましては、あくまでも可茂消防からのオーダーに基づいて動いてきたものですので、可茂消防のほうに請求していくものであると認識をしております。以上です。

11 番（岡本隆子君）

今、答弁漏れです。責任の所在をお答えください。

議長（高山由行君）

買っていただけなかったときの責任の所在ですか。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

責任の所在といたしましても、これは可茂消防と御嵩町と、要は御嵩分署を移転するというところで、可茂消防の希望に基づいて進めてきたものでありますので、そういったものは全て組合議会のほうでも説明をして今までも進めてきておりますので、こちら辺はしっかり可茂消防が責任を取っていただけるというふうに思っております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

今までの御説明ですと、この問題は御嵩町の説明に虚偽があったのではないかという住民監査請求がありましたけれども、これは御嵩町側に非はないと結論づけられていますね。ですので、今の御説明では、全て可茂消防からのオーダーで、御嵩町はそれに応えてこういうことをしたということですが、確実な今のところ文書がないということなんです。ですから、もし買い取ってもらえなかった場合、このままだと御嵩町が宙に浮いた土地を持ってしまうということになるんじゃないかなというふうに心配するんですが、それを絶対確実にやってくれるという保証はないですね。ということを確認したいんですが。

議長（高山由行君）

先ほどと同じ質問だと思いますけど。

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

多分情報公開請求をされてお手元にお持ちだと思いますけれども、あそこの土地を決める際に、当時、伊藤市長の名前であそこの土地でお願いしますという文書をいただいておりますので、それが根拠になってくるというふうに考えております。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

1 2 番（谷口鈴男君）

今の関連で確認をしていきたいと思うんですが、あの土地は県の開発公社と御嵩町の間で、公共事業用地の先行取得に関する契約書に基づいて、開発公社と町との関係の中であの土地を買われた。そして、この令和4年度、今年度末までにそれを精算しなきゃいけないということで、今回補正予算に金額を上げられたと思うんですね。売買契約自体は、土地の所有者と県の開発公社で売買契約は行われておる。御嵩町の所有に今現在なっておりますけど、これは中間省略登記でもって御嵩町の所有という形を取られています。消防事務組合というのはどういう位置関係にあって、御嵩町と消防事務組合との関係はどのような形になるのか、それを説明していただければいいです。

議長（高山由行君）

総務防災課長 古川孝君。

総務防災課長（古川 孝君）

ただいまの谷口議員の御質問についてお答えいたします。

公社とまず御嵩町の間では、先ほど谷口議員もおっしゃったように、土地の造成までを本来お願いしている形で契約をしております。本来であれば、造成までが今年度中に終わっておる予定でしたけれども、造成まで全て終わると、それまでにかかった土地の取得費ですとか、土地の測量費ですとか造成の設計費、また造成まで全て終わった段階の金額を可茂消防事務組合に一括してお支払いしていただくというような内容になっております。

今回のケースですけれども、今現在、可茂消防のほうから一時止めてくれということで今止まっておるんですけれども、再開のめどが明確にいつからということが可茂消防から提示がないものですから、土地開発公社としましては、しばらくの間というのは変更契約ができないということで、土地開発公社との契約の第 11 条にもあるんですけれども、事業が途中で止まってしまった場合は、それまでに終わったところで精算するというような条文もありますので、それに基づきまして、今回土地の造成の前までの段階ですけれども、今現在終わっている状況について一度精算をするということになります。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

先行取得に関する契約書の第 11 条ですね、これは県の開発公社の責めに帰さない、予期せぬ事由によって本件事業の継続が困難となったとき、本件事業を中止するものとする。この場合に、第 7 条に掲げる経費、すなわち土地代と今までの測量とかいろんな経費ですね、ここに出てきておる 2,450 万円、この金額を県の公社から町に対して請求された。これを支払うために予算計上をしたということですね。これはもう間違いないですね。

それで、この後があるはずや。この後、それは、消防事務組合との関わりの中で全て行われた行為であるけれども、消防事務組合自体がその土地をよしとしない場合、どうなるんですか、これ。町がその土地を保有という形で残していくわけですか。その辺のところを明確にしないと、この 2,450 万円を今の段階で認めることはできない。

議長（高山由行君）

総務部長 各務元規君。

総務部長（各務元規君）

谷口議員が今おっしゃられた話は、仮定の話だと思っております。仮定、要は買い取らないかもしれないという仮定の話をされていると思いますので、現時点で私どもが可茂消防から依頼を受けているのは、あの土地を進めてくれと、その 1 点だけです。一旦中断をさせてもらいたい、検証したい、それが今の実状況でありますので、その仮定の話に対しては、私ども答え

るつもりもありませんし、今は言われたとおり、あそこで進めるという事業目的を達成しようとしているという状況です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

これが本当に仮定の話ならそれでいいと思うんですよ。今後どういう対応になるのか分かりませんが、やっぱり1つずつ、まして補正予算といえどもこれは予算ですから、きちっとした明確な根拠と支出に伴うきちっとした説明ができる状況でないと、本来は補正予算でこれを上げて大丈夫かなど。地方財政の4条の精神からいっても、これは大丈夫かなど、そんな気がしております。

そこまで部長が言われるんだったら、それを信頼しましょう。しかし、疑念としてははっきり言って残りますので、これを執行するかしないかについては、当然、今年度中に執行しなきゃいけないものですから、公社に対して、それは当然執行されると思うんですけども、その後の今後生起する事態に対する責任というのは、これはきちっと取られるような形を取っていただきたい。そこまで言うておきます。以上です。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありますか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

今の質問の関連ですけれども、そこまで言われるなら信用いたしますけれども、逐一可茂消防事務組合とのやり取りをあった段階で、議会のほうに、これは質問じゃないんですけども、報告をしていただきますようによろしくお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありますか。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

それでは、補正予算について、大きく4点についてお聞きしたいと思います。

まず歳入のほうですが、12ページ、たばこ税ですが、今回補正額913万9,000円の金額が上がっておりますが、かなりな補正ですけれども、たばこ税のほうは毎年大体10月1日に課

税されまして、令和3年度も確かに課税されたと思うんですけども、大きな理由ですね、ちょっとタイムラグがあるんです、令和3年の10月に上がって、令和4年度の入りということなんですが、そこら辺のところ。それから、手持品課税というのがありますが、これについて簡単にちょっとお聞かせください。

それから歳出のほう、17ページですが、一般管理費の工事請負費と備品購入費とありますね。これは公用車、町長車だと思うんですけども、この前の総務建産の説明ではクラウンを購入ということで、年度内には入らんとということで一応繰越しということにはなっておるんですけども、当初の予算ではHV、PHV、EVの種で選定をして、充電設備も入れるということであったと思うんですけども、今回クラウンだとPHVとかEVはないと思うんですけども、どういうふうなものなのか、それを教えていただきたいことと、あと、この車種に選定した経緯はどんなふうだったのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。低炭素社会に向けてそういった車の導入ということなんですけれども、それをきちんと考えられてこの車種に決められたのか、そこら辺の経緯をお聞かせください。

それから、24ページですけども、これはちょっと毎年聞くわけですけども、林業就業移住支援事業補助金ですね、また今回全額カット、100万円ということなんですけれども、昨年、令和3年度から導入されたということなんですけれども、これは御嵩町にそぐわないのか、今森林経営信託もやっていますけれども、PR不足なのか、そこら辺のところ、県がやれと言うからやるのか、そこら辺を、また令和5年度も予算を組んでいるわけですけども、またそれがないと令和5年もこれは補正で全額カットということになります、そこら辺を教えてください。

それから同じく24ページ、みたけの森の管理委託の業務委託料203万円カットなんですけれども、たしか令和2年度から同じ額で契約しておるんですね、1,947万円で令和2年度、令和3年度、令和4年度と同じ額なんです。見積りが出てきて、それに対して契約が200万円下がるということなんですけれども、物価の高騰だとか人件費の高騰なんかで若干上がってくるということなんですけれども、これは御嵩衛生社だと思うんですけども、合特ということなんです、そこら辺のやり取りというか、みたけの森の整備もいろんなところで幾つかあると思いますし、本当にやらないところもあるんですけども、そこら辺は予算化された部分で使ってもいいんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の御嵩衛生社のやり取りはどんなふうに行われているのか、そこら辺のところをお聞かせください。

議長（高山由行君）

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

それでは、奥村議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、たばこ税の増額理由ですが、たばこ税につきましては、令和4年10月に加熱式たばこの税率が引き上げられております。国内のたばこの販売実績を示した資料によりますと、令和4年度は、令和3年度と比較しまして、加熱式たばこの販売本数ですとか販売定価代金はともに増加しているというところがありますので、本町におきましてもそれに倣いまして、当初より本数、金額とも増加を見込んだというところがございます。

もう一つですが、手持品課税についてということでございますが、手持品課税につきましては、たばこの販売業者ですとか卸売販売業者、または製造者が税率の引上げのあった日の午前零時現在におきまして、販売用の製造たばこを所持している場合に、その所持しております製造たばこについて、税率の引上げ相当分を課税ができるものということになっておりますが、これにつきましては暫定的なものでございまして、令和4年の3月31日で終了をしているという状況でございます。以上でございます。

議長（高山由行君）

町長車について、企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは、町長車についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、ハイブリット、プラグインハイブリッド、電気自動車の中からを考えていまして、各社のリリースを待っていたところではございましたが、その中でクラウンが発表されまして、クラウンにもハイブリッドがありまして、ハイブリッドのクラウンにしたところでございます。低炭素社会の実現に寄与できると考えましたし、また町長車として使用する観点についても、これでいいかなと思いました。

また、いつも長く乗っていますので、少なくとも10年は乗るということもありますので、走行性能、安全性能などを考えた結果、ハイブリッドのクラウンにしたというところがございます。災害時に長時間の電力供給ができる非常時給電システムがついておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

議長（高山由行君）

林業費について、農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

それでは、まず3番目の御質問、林業就業移住支援事業補助金についてですが、この事業につきましては、岐阜県林業就業移住支援事業として、東京圏からの移住支援事業に該当しない方が御嵩町に移住して、岐阜県林政部森林経営課担い手企画係内の森のジョブステーションぎふにおいて求人登録されている林業事業体に就業した方を申請対象者としております。PRに

つきましては、岐阜県のホームページ、森のジョブステーションぎふのホームページ、あと御嵩町のホームページ上でも掲載をしております。

ちょっとPR不足なのかというような御指摘なんですけれども、この対象者、林業に就業していただく対象者というのは非常にまれで少ないという認識もしております、当然就業希望者に対して迅速に対応するために当初予算のほうに計上させていただきまして、申請がなければ3月補正で減額しているということで、御事情のほうを理解いただきたいと思います。

それで、次の御質問ですね、みたけの森等管理委託業務につきましては、当初予算につきましては、町のほうで積算設計をした額を予算計上させていただいております。年度当初に契約のため、合特法の絡みで1社の見積入札をしており、このため、予算額と契約額の差額を毎年3月に補正をしているということになっておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

3番 奥村 悟君。

3番（奥村 悟君）

町長車ですけれども、私、PHVに乗っておるんですけど、プラグインハイブリッドで電気を充電しているんですけども、今、プリウスも新型のすごく広いのもできましたので、僕はそういったものでもいいかなと思ったりしているんですけども、低炭素社会の実現に向けて、いっそのこと水素自動車というのを考えられなかったでしょうかね、そこら辺のところをお聞かせください。

それと、みたけの森ですけれども、これは私、一般質問したんですけども、看板が腐って倒れていますので、こういったものを御嵩衛生社はやっていますけれども、これだけ200万円ちょっとを落としているんですけども、見積りに出た金額の中で手当てしていくようにはしていけないでしょうか。この2点お願いします。

議長（高山由行君）

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

それでは御質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたが、当初予算でハイブリッド、PHV、EVという想定で予算をお認めいただきましたので、その中で買えるものということで、水素の車は検討には入っておりませんでした。以上です。

議長（高山由行君）

農林課長 渡辺一直君。

農林課長（渡辺一直君）

看板の修繕等の手当てもできないかというような御質問ですけれども、いろんな事業等も確認しながら、該当するものがあればそちらの事業で充てますし、こちらの委託業務の中で必要で経費ということであれば、そこに計上させていただきまして事業精査を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

11 ページですけれども、町税の固定資産税、今回マイナスの5,140万9,000円ということで、結構な額の減額になっているんですが、当初の見積り、固定資産税というのは、当初からある程度分かるものではないかなという疑問がありましたので、どうして5,000万円ほどの減額になっているかの御説明をお願いします。

それと、26 ページですけど、木造住宅の耐震診断の事業委託料と耐震補強工事の補助金が皆減となっておりますけれども、1件も申請がなかったという、耐震診断は無料といいますかね、やれるんですけど、補強工事はなかなか厳しいと言われてはいますけれども、まだまだ対象の住宅はあるんじゃないかなと思いますが、耐震診断だけでも受けていただけるような周知の方法はどのようにされていて、今回ゼロであったということですので、どのような分析をされてみえますでしょうか、お願いします。

議長（高山由行君）

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをします。

固定資産税の減額理由でございますが、今年度、令和4年度の当初予算編成時におきまして、令和3年度限定で実施されました新型コロナに係ります償却資産等の減額の措置があったんですけれども、これが終了することと、それから景気の回復の兆しが当時見込まれておりましたことから、これらを加味した税収見込みとしたところでございます。ただ、現状といたしまして、やはり新型コロナなどの影響から、当初予算編成時の見込みほどの伸びがないということで今回減額とさせていただくものですが、特に償却資産につきましては大幅な減額を見込んでおきまして、想定以上に製造業などで設備投資が進まなかったことが減額要因だと考えており

ます。以上です。

議長（高山由行君）

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

それでは、大沢議員の耐震診断、補強工事の件数の御質問になります。

御指摘のとおり、今年度については、耐震診断、それから耐震補強工事、こちらの応募はございませんでした。PRの方法なんですけれども、例年ですけれども、広報「ほっとみたけ」、それから広報の無線、それからチラシを作りまして、今年度については、稲荷台をPRさせていただきました。昨年度はほかの伏見ですね、こちらでもやらせていただきました。

件数的には、やっぱり年々少なくなっているというのは、こちらのほうは把握しております。皆さんなかなか耐震診断、補強工事は費用がかかりますけれども、無料ということがありまして、こちらのほう、いろんな方法でPRをさせていただいておるんですけれども、なかなか応募がないというのは、少し懸念をしているところがあります。

今後の対応についてですけれども、先ほどの広報など、繰り返しになるかと思えますけれども、ポスティングなども増やしていきながら広めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

1番 清水亮太君。

1番（清水亮太君）

補正予算書の25ページの道路維持費の消耗品費100万円と機械借上料100万円ですけど、これは除雪とか除雪材の話だったという説明を聞いているんですけど、これは1回の雪でこれぐらいの金額が動いたのか、ちょっと私が想像がついていないので、確認程度の質問ですけど、教えてください。

議長（高山由行君）

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

今回の補正については、12月24日に大雪がありました。この雪、例年になく雪が降りまして、そのときに融雪剤もちろん、100万円ぐらいに近いものの購入もありました。それから機械の借り上げですね。通年では融雪剤の配布だけなんですけれども、今年度におきましては、グレーダーというものを使いまして、雪の除雪もありまして、こちらの使用料がこのぐらいの

がかかってきたというようなもので、今回まだ1か月ありますので、こちらの対応のということで補正をお願いさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

1 番 清水亮太君。

1 番（清水亮太君）

12月24日の大雪のときの金額だということで、今さらと言っては何ですけど、1回の雪でこれだけの金額が動いて、補正予算をわざわざやったりやらなきゃいけないというのもどうかというところはあるんですけど、担当課としてのその辺の思いをちょっと教えてください。

議長（高山由行君）

建設課長 石原昭治君。

建設課長（石原昭治君）

当初予算としては、今の要望で、次年度の要望もありますけれども、妥当な金額とは思っております。やはり12月24日の雪は近年にない雪でありましたので、こういった雪、昨年のおきも多かったんですけども、このぐらいの費用はかかっております。あと、令和2年度、令和元年度になりますと、こういった雪がなかったもんですから、十分当初予算で対応できたということもありますので、今後もそういった対応でしていきたいと思っておりますのでお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

先ほども言いましたように、先ほど説明で明解に事業再開のめどが立っていないという説明でしたので、公有地財産購入費ですね、しっかりちゃんとした文書の確約がない限り、この購入については私は非常に予算をつけることに不安を抱いていますので、私はこれに反対をいたします。補正予算に反対です。

議長（高山由行君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[挙手する者あり]

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

先ほど来、岡本議員、谷口議員が質問されておりますけれども、消防署の御嵩分署の用地のほうですけれども、仮定の話だということが出ていますけれども、それについて今回とやかく言われてもあれかと思うんですけれども、今、岡本さんが補正予算全部否決ということと言われたんですけれども、今回は継続費だとか繰越明許費などの補正があつて、令和5年度までの継続事業に充てるものでして、これまで否決するということは、今進めている事業がストップしかねない多大な影響を与えるんですよ。

それとか、例えば鬼岩ドライブインのトイレの改修負担金の792万円がありますが、これは瑞浪市と連携してやっているんです。そういったことになると、瑞浪市に迷惑をかけるということになるんですね。うちだけの事業ではないんですよ。そういうこともありますし、例えば亜炭鉱についても、今度、令和5年度に持ち越しするんです、1,268万円ほど。そういったことも考えると、事業が止まってしまうということになるもので、これについてはもう否決というのはとてもじゃない、できないと思いますが、私はこの補正予算は賛成ということで通したいと思いますのでお願いします。

議長（高山由行君）

そのほか討論ありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

これで討論を終わります。

これより議案第11号 令和4年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第12号 令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 12 号 令和 4 年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 13 号 令和 4 年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

続きまして、議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 14 号 令和 4 年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

議長（高山由行君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は 3 月 8 日午前 9 時より開会しますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後 3 時 52 分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 山 田 儀 雄